

第 4 次

福岡市子ども総合計画

福 岡 市

目 次

第1章 計画総論

1	計画策定の趣旨	1
2	計画策定の背景	1
	(1) 国の動き		
	(2) 福岡市の動き		
3	前計画「新・福岡市子ども総合計画」の評価	2
4	子ども・若者を取り巻く状況	3
	(1) 少子化の状況		
	(2) 人口・世帯の状況		
	(3) 子育てに関する状況		
5	計画の位置づけ等	9
	(1) 計画の位置づけ		
	(2) 計画期間		
	(3) 計画の対象		
6	計画の基本理念等	10
	(1) 基本理念		
	(2) 基本的視点		
	(3) 総合的な成果指標		
	(4) 基本目標		
7	計画の推進	13
	(1) 計画の推進体制		
	(2) 実施状況の点検・評価		

第2章 計画各論

目標1	子どもの権利を尊重する社会づくり	16
1	子どもに関する相談・支援体制の充実	20
	(1) こども総合相談センターの充実	
	(2) 区役所・地域、学校における相談・支援体制の充実	
	(3) 子ども家庭支援センターの充実	
	(4) 被害に遭った子どもの支援	
2	児童虐待防止対策	21
	(1) 未然防止	
	(2) 早期発見・早期対応	
	(3) 再発防止	
	(4) 関係機関などとの連携による支援	
	(5) 重篤事例の検証	
3	社会的養護体制の充実	23
	(1) 里親等委託（家庭養護）の推進	
	(2) 施設機能の強化	
	(3) 家庭支援機能などの充実	
	(4) 自立支援策の充実	
	(5) 人材の育成	
	(6) 子どもの権利擁護の推進	
4	障がい児支援	24
	(1) 早期発見・早期支援	
	(2) 療育・支援体制の充実強化	
	(3) 発達障がい児の支援	
5	子ども・若者の支援	26
	(1) 思春期の保健・健康教育の充実	
	(2) いじめの未然防止、不登校の子どもへの支援	
	(3) ひきこもりの子ども・若者への支援	
	(4) 子ども・若者の自立支援	
6	子どもの貧困対策	28
	(1) 教育の支援	
	(2) 生活の支援	
	(3) 保護者に対する就労の支援	
	(4) 経済的支援	
7	子どもの権利の啓発	30
8	子どもの社会参加の促進	30

目標 2 安心して生み育てられる環境づくり	32
1 幼児教育・保育の充実	37
(1) 教育・保育の提供体制の確保		
(2) 保育士などの人材確保		
(3) 多様な保育サービスの充実		
(4) 教育・保育の質の向上		
(5) 教育・保育における連携推進		
2 母と子の心と体の健康づくり	39
(1) 健康づくりの推進		
①健康診査・指導、予防接種の推進		
②情報提供や相談事業の充実		
③妊産婦などの支援の充実		
④学校などにおける健康づくり		
(2) 小児医療の充実		
(3) 食育の推進		
(4) 不妊などに悩む人への相談体制と支援		
3 ひとり親家庭への支援	41
(1) 相談・支援体制の充実		
(2) 子育てや生活支援		
(3) 就業支援		
(4) 経済的支援		
(5) 養育費の確保		
4 子育て家庭への経済的な支援	43
5 仕事と子育ての両立に向けた環境づくり	43
(1) 男女が共同で子育てを行う意識の醸成		
(2) 企業における仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) の推進		
(3) 社会全体での子育て支援		
6 子育てを支援する住まいづくり・まちづくり	45
7 子どもや子育て支援に関する情報提供	45

目標3 地域における子育ての支援と健やかな成長を支える環境づくり …… 46

1	地域全体で子どもを育む環境づくり	……	51
	(1) 子育て支援のネットワークづくり		
	(2) 地域における人材の育成と大学、企業、NPOなどとの連携		
2	子どもの健やかな成長を支える取組	……	52
	(1) 豊かな心を育む取組の推進		
	(2) 家庭の子育て力の向上		
	(3) 放課後などの活動の場づくり		
3	子どもの遊びや活動の場づくり	……	53
	(1) 乳幼児親子の遊びや交流の場づくり		
	(2) 公民館や学校施設などを活用した遊びや活動の場づくり		
	(3) 外遊びの場づくり		
	(4) 子どもの視点での活動の場づくり		
4	子ども・若者の自己形成支援	……	55
	(1) さまざまな体験機会の充実		
	①国際交流活動の推進	②文化芸術活動の推進	
	③科学の体験学習の推進	④自然体験活動の推進	
	⑤スポーツ活動の推進	⑥読書活動の推進	
	⑦多様な体験活動の推進		
5	子ども・若者の社会的自立に向けた取組	……	58
	(1) 主体性の醸成と職業観の育成		
	(2) 大人としての自覚の醸成		
	(3) 就労支援		
6	子ども・若者の安全を守る取組と非行防止	……	59
	(1) 交通安全対策の推進と災害などへの対応		
	(2) 子どもの安全を守る取組の充実		
	(3) 非行防止		
	(4) 有害環境などへの対応		

【別表】	教育・保育の量の見込み及び確保方策の提供区域別一覧	……	61
------	---------------------------	----	----

参考資料

- 1 前計画「新・福岡市子ども計画」の取組状況
- 2 子ども・子育てに関する基礎データ
- 3 子ども・子育てに関する調査結果（抜粋）

第1章 計画総論

1 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化、都市化、核家族化の進行や共働き家庭の増加など、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。そうした中、子どもたちが健やかに成長していくためには、子どもや子育て家庭を社会全体で見守り、支援していくことが、これまで以上に重要になってきました。

この「第4次福岡市子ども総合計画」は、子どもや子育てをめぐるさまざまな課題を踏まえ、より市民のニーズに即した子ども施策を総合的・計画的に推進するため、策定するものです。

2 計画策定の背景

(1) 国の動き

【子どもの権利に関すること】

- 1994（平成6）年4月、すべての子どもの人権の尊重と確保を目的とする「児童の権利に関する条約」を批准しました。
- 2000（平成12）年5月、児童虐待の禁止、虐待を受けた児童の保護、自立の支援などのため、「児童虐待の防止等に関する法律」が制定されました。
- また、2013（平成25）年6月、いじめの防止等の対策を総合的・効果的に推進するため、「いじめ防止対策推進法」が制定されました。
- 同じく2013（平成25）年6月、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定されました。2014（平成26）年8月には、同法に基づき「子供の貧困対策に関する大綱」が定められました。
- 2014（平成26）年4月、「母子及び寡婦福祉法」が改正され、ひとり親家庭への支援の充実が図られました。また、父子家庭がおおむね母子家庭と同様に法律の支援対象と位置付けられ、名称も「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改められました。

【少子化対策、子ども・子育て支援に関すること】

- 2003（平成15）年7月、次代を担う子どもが健やかに生まれ育成される社会の形成に向けて、地方公共団体や事業主における集中的・計画的な取組を促進するため、「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。同法は、2014（平成26）年4月の改正により、2024（平成36）年度まで延長されています。
- 2003（平成15）年7月、少子化に対処するための施策を総合的に推進するため、「少子化社会対策基本法」が制定されました。2010（平成22）年1月には、同法に基づく新たな大綱として「子ども・子育てビジョン」が定められました。
- また、2013（平成25）年6月には、国の少子化社会対策会議で「少子化危機突破のための緊急対策」が決定されました。
- そして、2012（平成24）年8月、子ども・子育てをめぐるさまざまな課題を解決し、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会を実現するため、「子ども・子育て支援法」をはじめとする“子ども・子育て関連3法”が制定されました。同法に基づき、2015（平成27）年4月から、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や、地域の子育て支援の充実を進める「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。

【子ども・若者育成支援に関すること】

- ニートやひきこもりなど若者の自立をめぐる問題の深刻化や、有害情報の氾濫など、子どもや若者をめぐる状況が大変厳しい中、子ども・若者を健やかに育成し、社会生活を円滑に営むことができるようにするため、2009（平成 21）年 7 月、「子ども・若者育成支援推進法」が制定されました。また、2010（平成 22）年 7 月には、同法に基づく大綱（子ども・若者育成支援推進大綱）として「子ども・若者ビジョン」が定められました。

(2) 福岡市の動き

- 2000（平成 12）年 1 月、保健福祉、健全育成、教育など子どもに関わる行政施策を総合的に体系づけた「福岡市子ども総合計画」を策定しました。また、同年 4 月、市民局に子ども部を創設、その後、2002（平成 14）年 4 月に学校教育を除く子ども行政を保健福祉局に統合・一元化しました。
- 「次世代育成支援対策推進法」の施行を受け、同法に基づく“地域行動計画”として位置づけるため、2005（平成 17）年 3 月、子ども総合計画の見直しを行い、「福岡市子ども総合計画（次世代育成支援福岡市行動計画）」を策定しました。また、同年 4 月、次代を担う子どもが将来に夢や希望を持って成長することができるよう、次世代育成支援に集中的に取り組むため、「こども未来局」を創設しました。
- 2010（平成 22）年 3 月、再度計画の見直しを行い、「新・福岡市子ども総合計画（次世代育成支援福岡市行動計画（後期計画）」を策定しました。
- 2015（平成 27）年 4 月から、この「第 4 次福岡市子ども総合計画」のもと、「子ども・子育て支援新制度」にも対応した施策を推進していきます。

3 前計画「新・福岡市子ども総合計画」の評価

- 「新・福岡市子ども総合計画」（計画期間：2010[平成 22]年度～2014[平成 26]年度）では、次の 4 つの計画目標を掲げ、すべての子どもと子育て家庭を支援する施策を集中的に展開するとともに、目標事業量と成果指標を設定し、進捗状況を毎年公表するなど、施策の計画的な推進に努めてきました。

【「新・福岡市子ども総合計画」の計画目標】

- 目標 1 子どもの権利を尊重する社会づくり
- 目標 2 地域における子育ての支援と健全育成の環境づくり
- 目標 3 子どもを健やかに育む学校教育の推進
- 目標 4 安心して生み育てられる環境づくり

- 児童虐待防止対策の推進や社会的養護体制の充実、保育所入所待機児童の解消、多様な保育サービスの充実、子どもの育成に関する施策の充実などに取り組み、目標事業量の約 9 割を達成しています。
- 福岡市の子育て環境満足度は、6 割を超えた水準で推移していますが、今後さらに、安心して子どもを生み育てられる環境づくりや、社会全体での子育ての支援、子どもの健やかな成長の支援に取り組んでいくことが必要です。

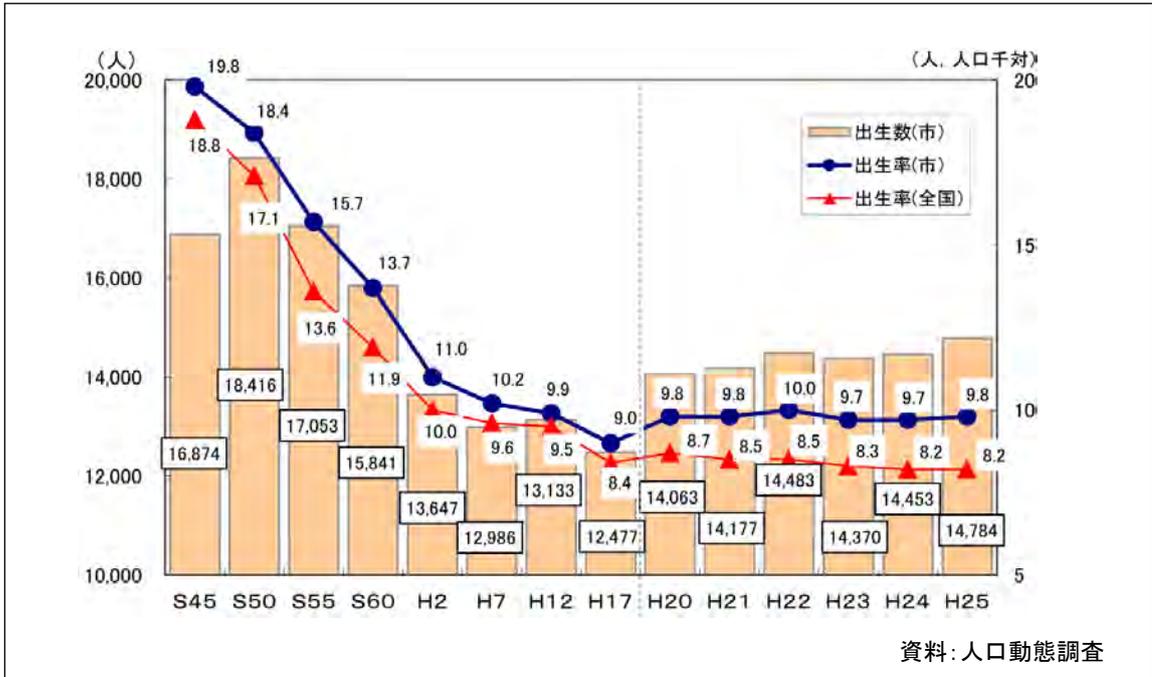
4 子ども・若者を取り巻く状況

(1) 少子化の状況

① 出生数と出生率の推移

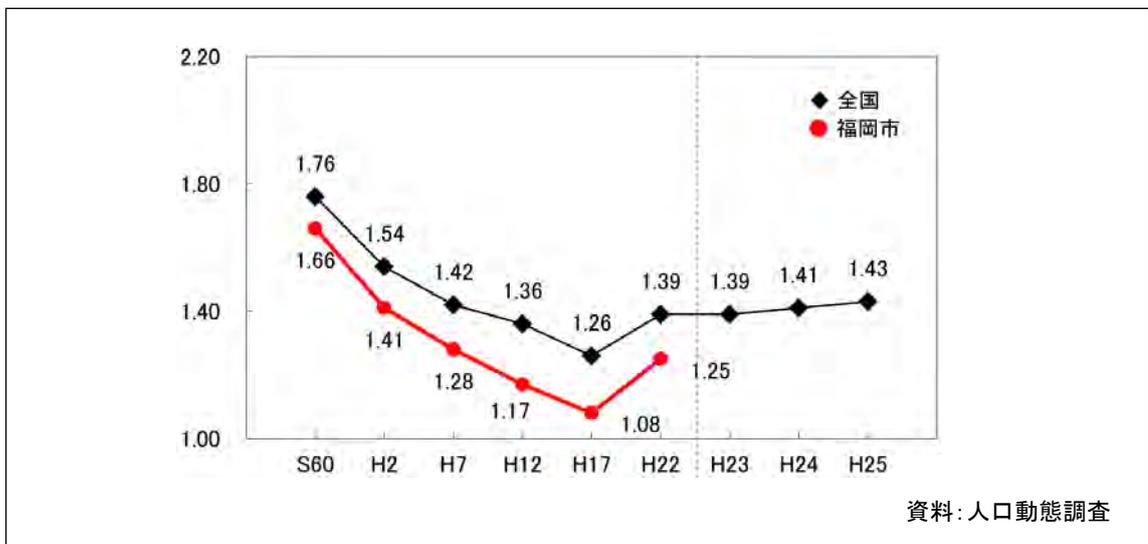
福岡市の出生数は、1990（平成2）年ごろからほぼ13,000人台の横ばいで推移してきましたが、直近の6年間は14,000人台で推移しています。

出生率（人口1,000人あたりの出生数）は全国と比較すると高い状況にあります。



② 福岡市と全国の合計特殊出生率の推移

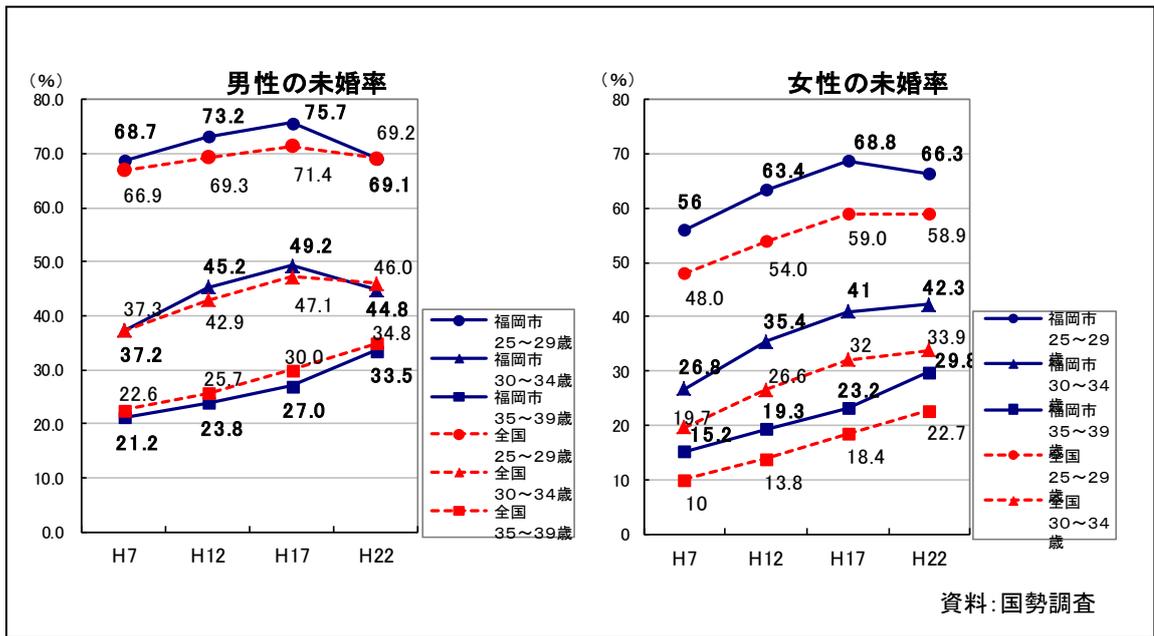
福岡市の合計特殊出生率は、2005（平成17）年に比べ2010（平成22）年は0.17ポイント上昇していますが、全国値と比較すると、1990（平成2）年以降0.13～0.19ポイント低い値で推移しています。福岡市は、若い未婚の女性が多いことなどから、合計特殊出生率は低くなっていると考えられます。



※ 合計特殊出生率とは：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数

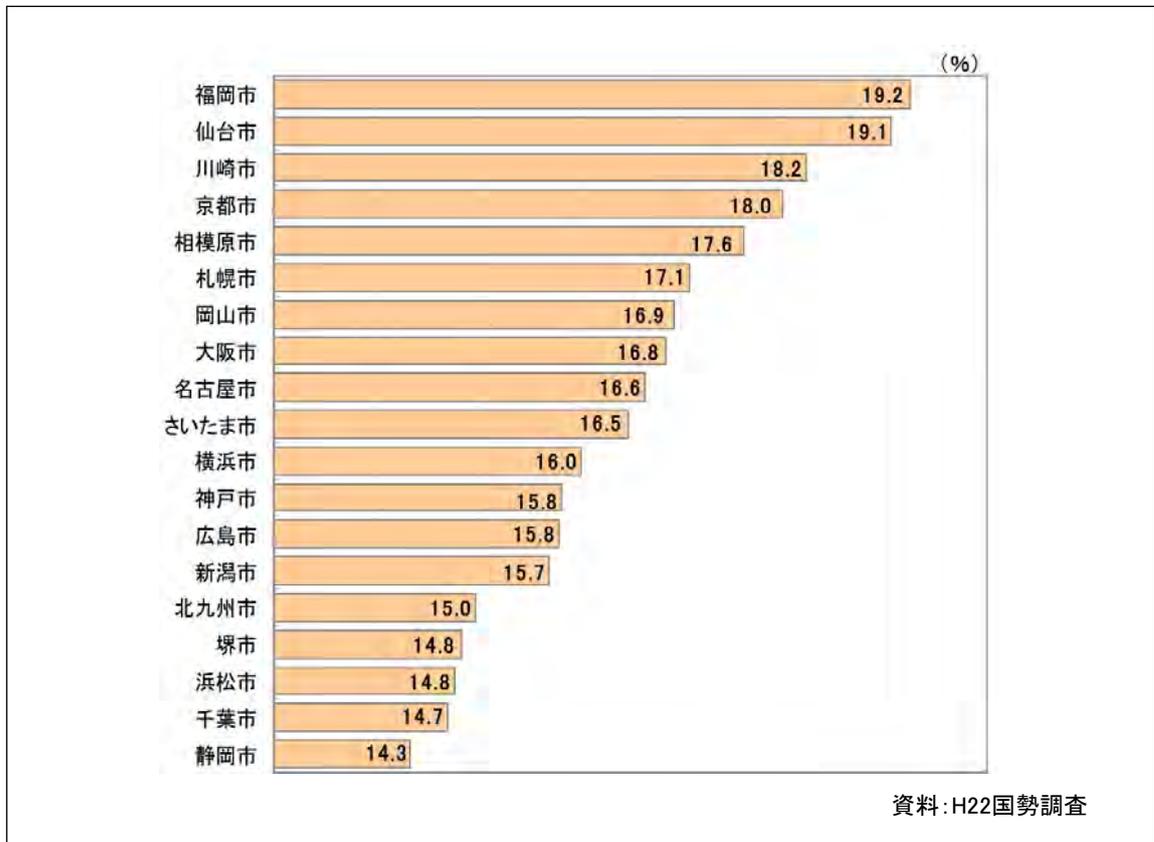
③ 福岡市の未婚率の推移

福岡市の未婚率は、全国と同様、男女ともに上昇傾向にあります。なお、女性は、全国平均より大幅に高い値となっています。



④ 政令指定都市の若者率

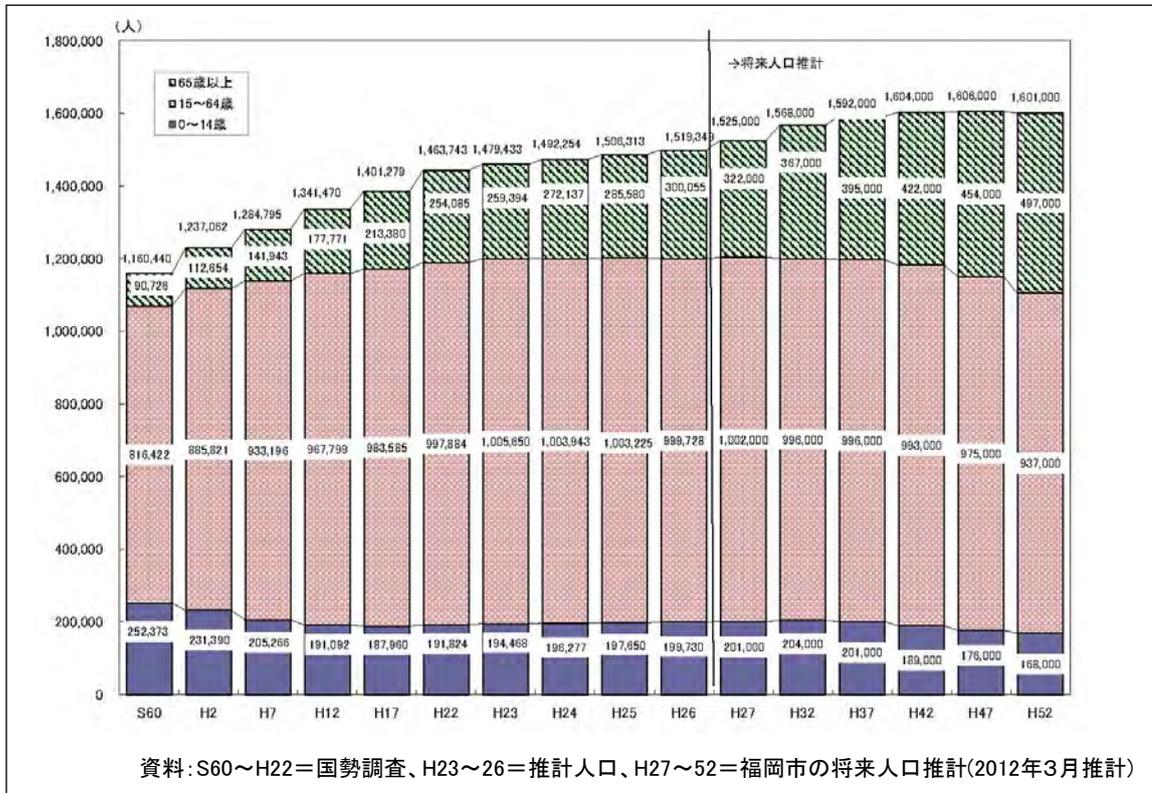
福岡市の若者率（15～29歳の人口÷総人口）は、19の政令指定都市中1位です。



(2) 人口・世帯の状況

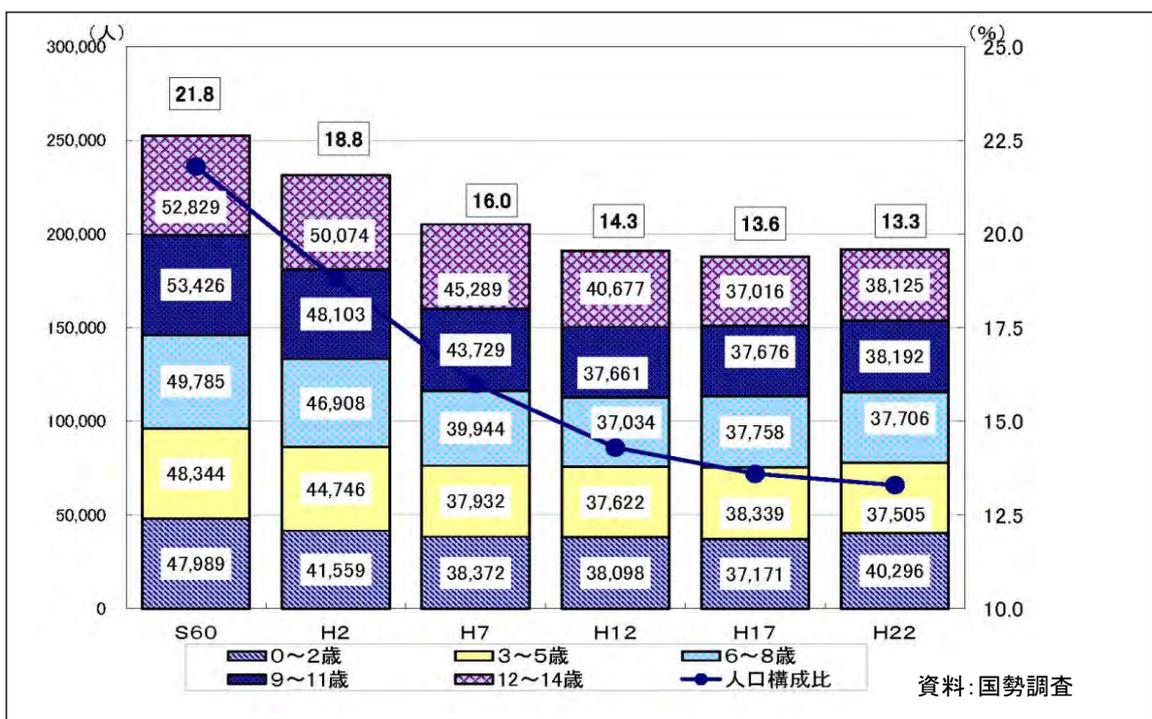
① 福岡市の人口と年齢構成の推移

福岡市の人口は増加傾向にあります。今後、2035（平成 47）年頃をピークに減少に向かうと予測されています。



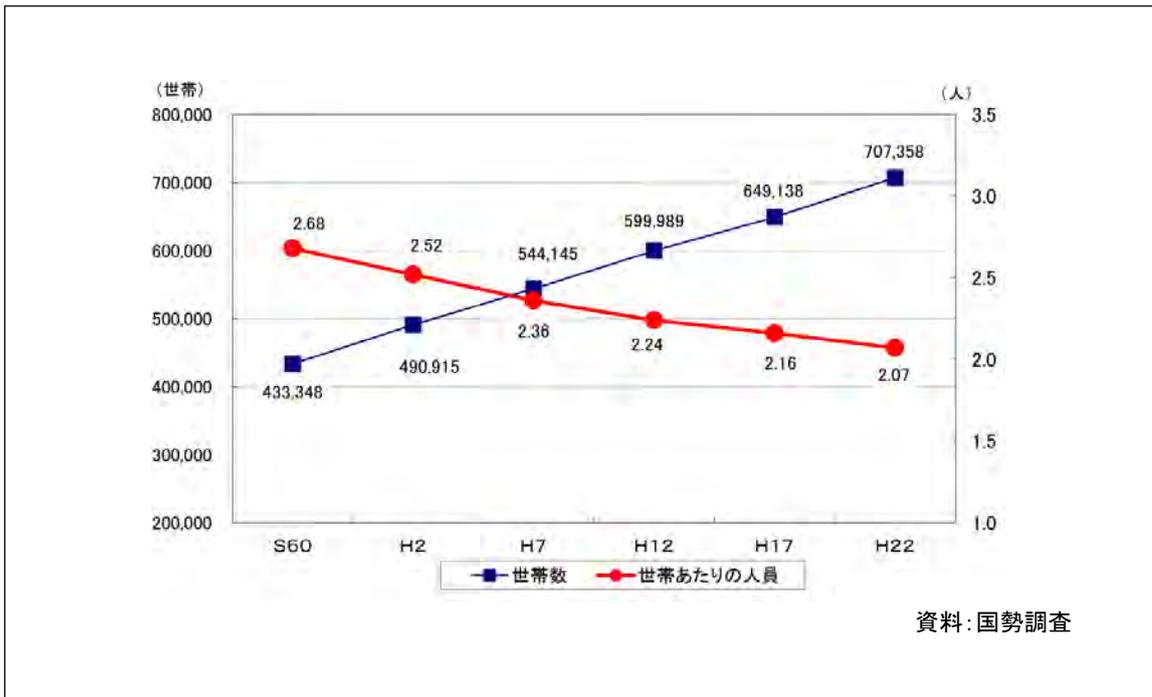
② 福岡市の15歳未満人口内訳と構成率の推移

全人口に占める年少人口（0～14歳）の割合は、2005（平成 17）年まで減少の傾向が続き、以降は横ばいとなっています。



③ 福岡市の世帯数及び一世帯あたりの平均世帯人員の推移

福岡市の世帯数は増加傾向にあります。一方、一世帯あたりの平均世帯人員は減少傾向となっており、世帯規模の縮小が進んでいます。



④ 福岡市の家族類型別の一般世帯数の割合

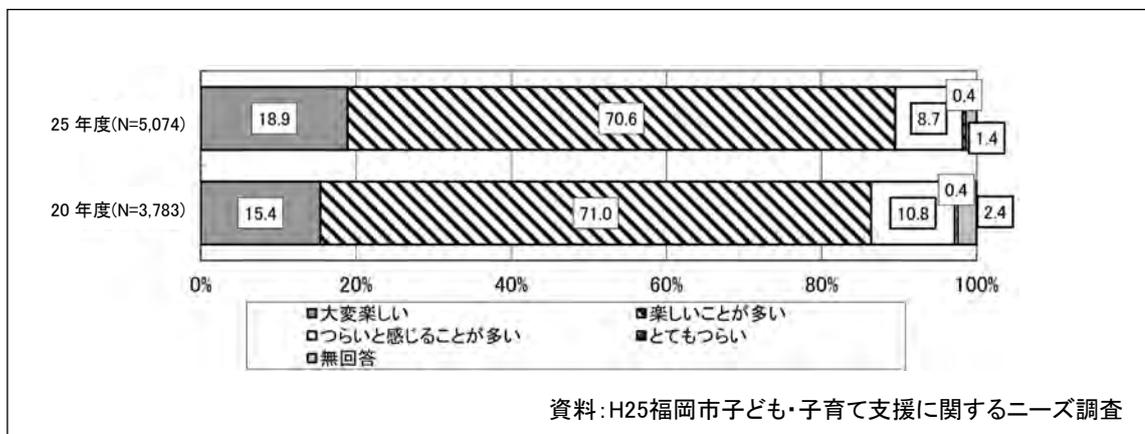
家族類型別の一般世帯数の割合を見ると、夫婦と子ども世帯の割合が減少し、非親族・単独世帯が増加するなど、少人数の世帯の割合が増加しています。



(3) 子育てに関する状況

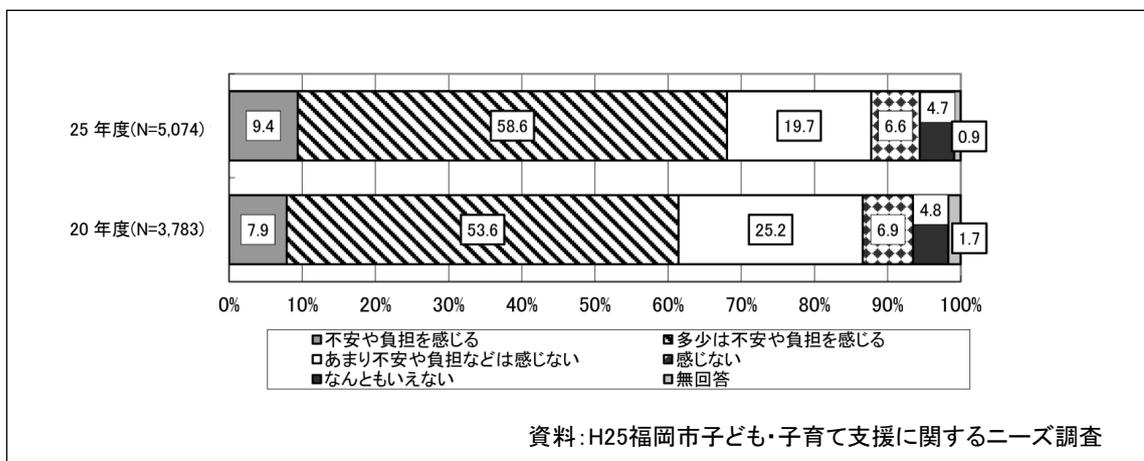
① 子育ての楽しさ（乳幼児の保護者）

子育てを楽しんでいると感じる人（「大変楽しい」と「楽しいことが多い」の合計）は全体の89.5%となっており、前回調査と比べ3.1ポイント増加しています。



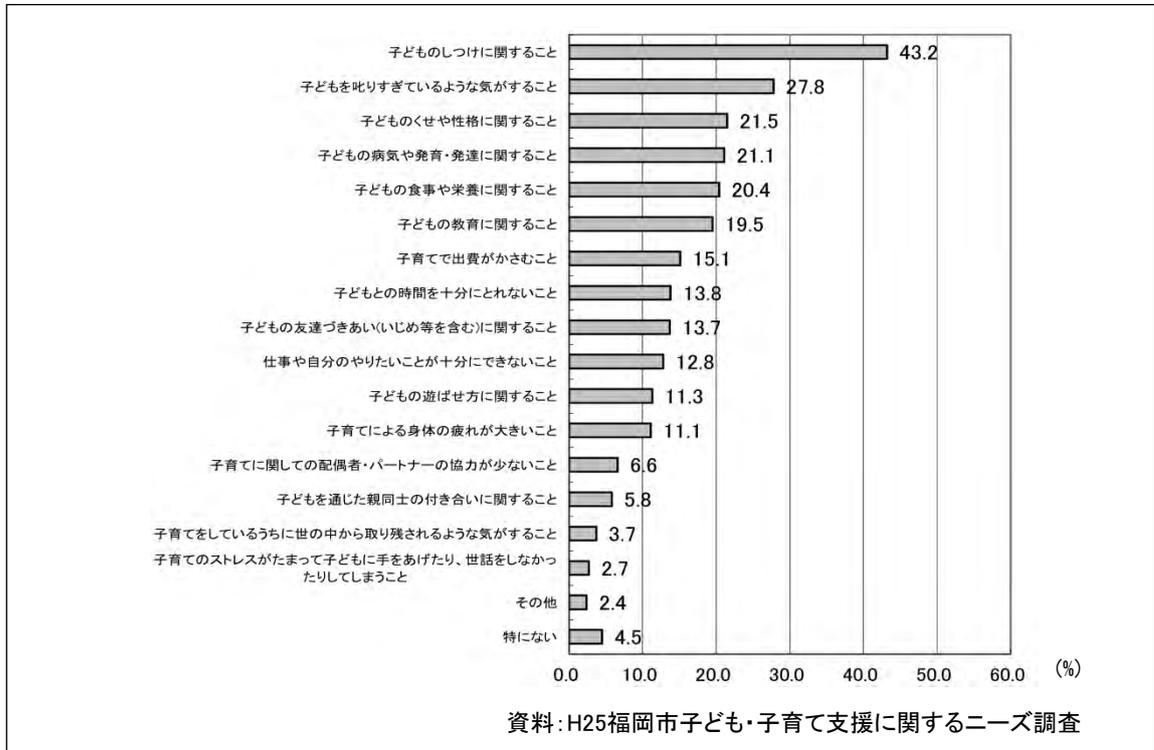
② 子育てへの不安・負担感（乳幼児の保護者）

子育てに不安や負担を感じる人（「不安や負担を感じる」と「多少は不安や負担を感じる」の合計）は全体の68.0%となっており、前回調査と比べ、6.5ポイント増加しています。



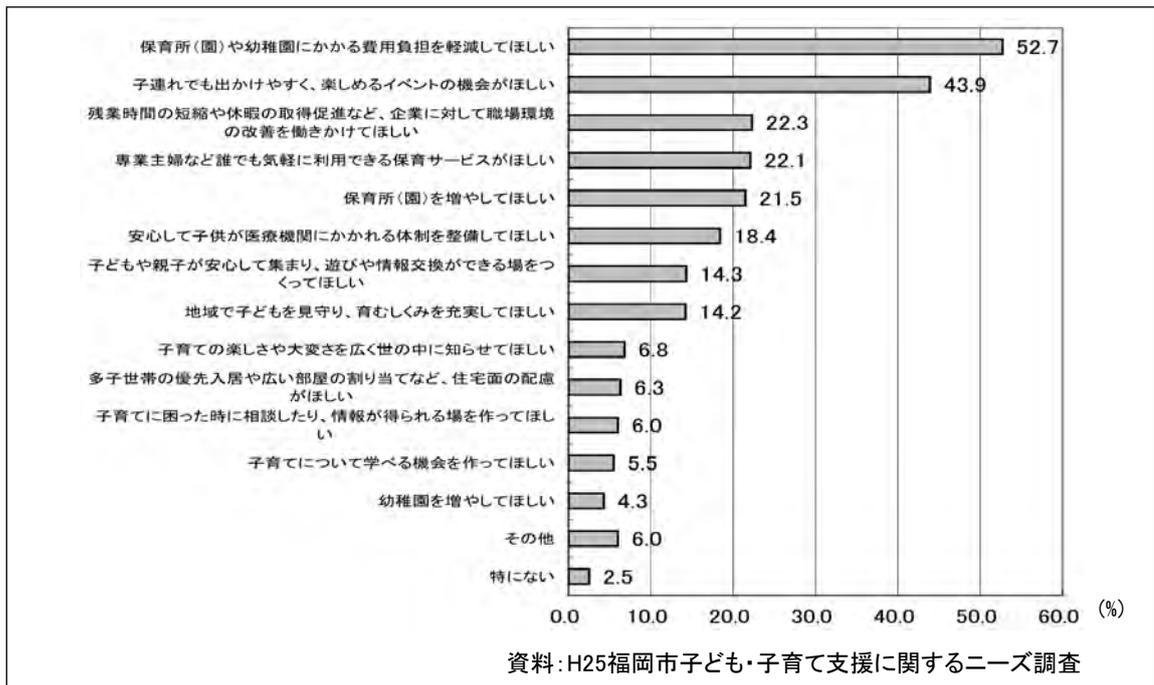
③ 子育ての悩み（乳幼児の保護者）

子育てに関して日常悩んでいること、気になることとしては、「子どものしつけに関すること」の割合が最も高く、次いで「子どもを叱りすぎているような気がする」「子どものくせや性格に関すること」「子どもの病気や発育・発達に関すること」となっています。



④ 充実してほしい子育て支援（乳幼児の保護者）

充実してほしい子育て支援については、「保育所（園）や幼稚園にかかる費用負担を軽減してほしい」の割合が最も高く、次いで「子連れでも出かけやすく、楽しめるイベントの機会がほしい」「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい」「専業主婦など誰でも気軽に利用できる保育サービスがほしい」「保育所（園）を増やしてほしい」となっています。

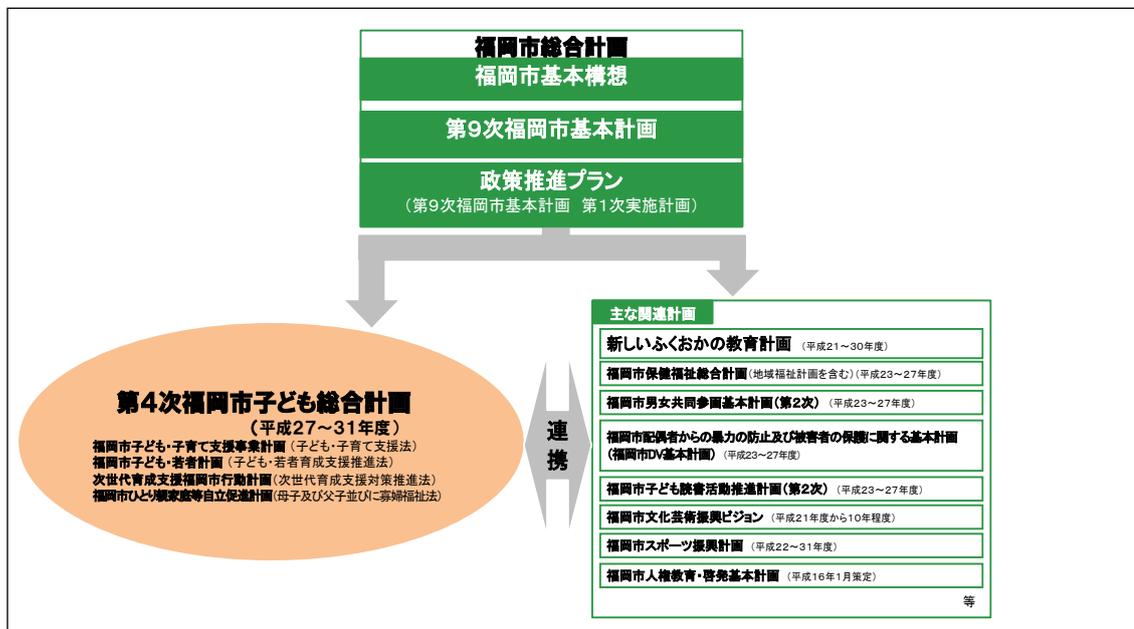


5 計画の位置づけ等

(1) 計画の位置づけ

- この計画は、「福岡市総合計画」などの上位計画に即し、子どもに関する分野の基本的な計画として、施策の総合的・計画的な推進を図ります。
- この計画は、子ども・子育て支援法に基づく「福岡市子ども・子育て支援事業計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「福岡市子ども・若者計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援福岡市行動計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「福岡市ひとり親家庭等自立促進計画」として位置づけます。
- この計画の実施に当たっては、「新しいふくおかの教育計画」や「福岡市保健福祉総合計画」、「福岡市男女共同参画基本計画」、その他の関連計画との整合と連携を図ります。

図 「第4次福岡市子ども総合計画」の位置づけ（イメージ）



(2) 計画期間

2015（平成27）年度から2019（平成31）年度まで

(3) 計画の対象

この計画は、すべての子ども・若者*1 と子育て家庭*2、市民、地域コミュニティ、事業者*3、行政など、すべての個人・団体を対象とします。

- *1) この計画では、「子ども」「若者」については、「子ども・若者育成支援推進大綱」で定める用語を用います。
 - ・子ども＝乳幼児期（義務教育年齢に達するまで）、学童期（小学生）、思春期（中学生からおおむね18歳まで）の者
 - ・若者＝思春期、青年期（おおむね18歳から30歳未満）の者
- *2) 子育て家庭＝子どもを育成し、または育成しようとする家庭
- *3) 事業者＝企業、保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育などの教育・保育に関わる事業者、NPO法人など

6 計画の基本理念等

(1) 基本理念

子どもが夢を描けるまちをめざして

子どもは、大人とともに社会を構成する一員であり、未来を創るかけがえのない存在です。

子ども一人ひとりが自分らしく健やかに成長できるよう、それぞれの個性や価値観を尊重するとともに、子どもの最善の利益を考慮し、社会全体ですべての子どもと子育て家庭を支えます。

また、子どもがさまざまな人との交流や体験を通して、豊かな人間性や社会性、主体性を身につけ、将来に夢を描き、チャレンジしながら、社会の一員として自立した大人へと成長できるまちをめざします。

～ めざすまちの姿 ～

- 一人ひとりの人権が尊重され、すべての子どもたちが、かけがえのない存在として、いきいきと輝き、健やかに成長しています。
- 子育てを支援するサービスが充実し、ゆとりある子育て環境の中、それぞれの家庭が、安心して子どもを生み育てています。
- 将来に夢や希望を描きながら、子どもや若者が、目標に向かってさまざまなことにチャレンジし、活躍しています。
- 地域では、隣近所の住民や、自治協議会をはじめとする地域コミュニティ、学校など、さまざまな人たちが、子どもや若者、子育て家庭を見守り、支えています。

子ども・若者は…

- ・自分が大切な存在であることを認識し、自尊感情や自己肯定感を育みながら、心豊かにたくましく成長しています。
- ・たくさんの人とのふれあいの中で、社会性や道徳性を育み、主体的に社会に参加しています。

子育て家庭は…

- ・保護者が、しっかり子どもと向き合い、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じ、子どもが健やかに成長できる家庭を築いています。

事業者は…

- ・それぞれの分野で、子どもの健やかな成長に配慮し、支援しています。また、子どもを生み育てながら安心して働き続けることができる環境づくりを進めています。

行政は…

- ・すべての子どもと若者、子育て家庭を、きめ細かに支援しています。また、社会全体で子育てや子どもの健やかな成長を支え、支援する取組を推進しています。

(2) 基本的視点

■視点1 すべての子どもの人権の尊重

子どもが、心身ともに健やかに育ち、人間としての尊厳をもって自分らしく生きていくためには、子どもの最善の利益の確保、暴力からの保護、差別の禁止、意見の尊重などの国際的な原則にのっとり、その権利を保障する必要があります。子どもの個性や多様な価値観を理解し、一人ひとりの子どもの人権を尊重することが大切です。

■視点2 すべての子ども・子育て家庭の支援

一人ひとりの子どもが健やかに生まれ育つよう、すべての子ども、すべての子育て家庭に対して、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行うことが大切です。特に、児童虐待などの問題を抱える家庭や、子どもの養育が困難な家庭、ひとり親家庭、障がいのある子ども、不登校、ひきこもりなどの子どもなどに対しては、きめ細かに支援を行っていくことが重要です。

■視点3 地域力による家庭の子育て力の向上

核家族化や地域のつながりの希薄化に伴い、子育て家庭の孤立が深刻な問題となっており、多くの保護者が子育てに不安や負担を感じています。保護者が子どもと向き合い、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じながら親としても成長できるよう、地域のさまざまな人が関わりながら、家庭の子育て力を向上させていくことが大切です。

■視点4 子ども・若者の健やかな成長

子ども・若者は、やがて大人へと成長し、次代の親となっていきます。子ども・若者が健やかに成長し、社会の一員として、自分の意思で責任を持って行動する自立した大人に成長できるよう、支援することが大切です。

■視点5 社会全体での支援

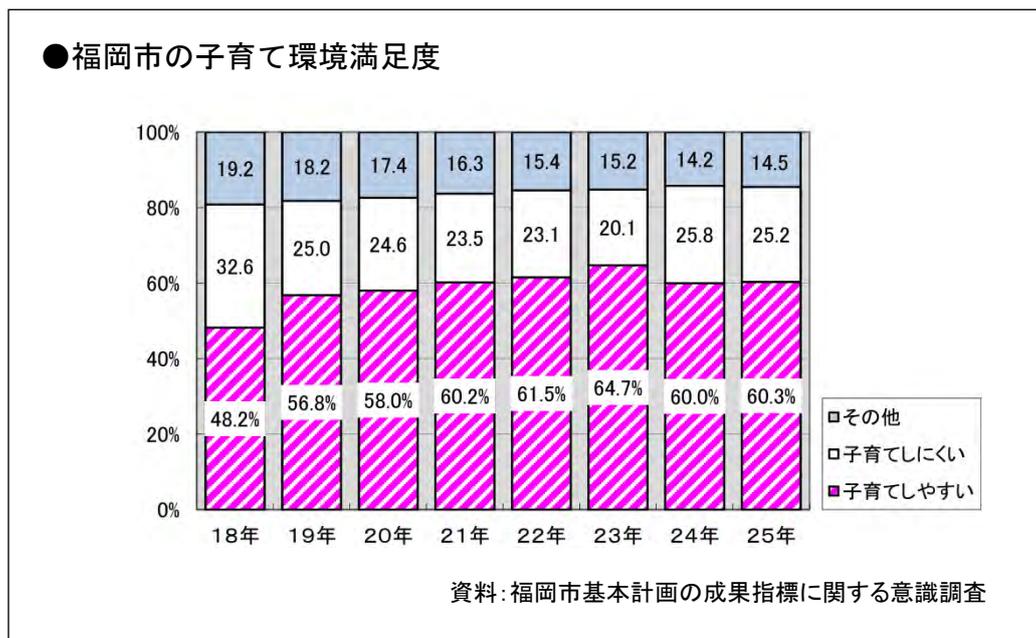
子どもや子育てをめぐるっては、多様な保育サービスの充実や、男女が共同で子育てを行う意識の醸成、働きやすい職場環境づくりなどが求められています。行政、市民、地域コミュニティ、事業者、学校、大学、NPOなど、さまざまな主体が共働して、それぞれの役割を果たしながら、課題の解決に取り組み、社会全体で子どもと子育て家庭を支えていくことが大切です。

(3) 総合的な成果指標

「福岡市の子育て環境満足度」

福岡市が子育てしやすいまちだと感じる、高校生以下の子を持つ保護者の割合

総合的な成果指標	現状値 (26年度末)	目標値 (31年度末)
福岡市の子育て環境満足度	60.3% (25年度)	70%



(4) 基本目標

次の3つを「基本目標」とし、子どもに関する施策を体系的に、また総合的・計画的に推進します。

- 目標1 子どもの権利を尊重する社会づくり
- 目標2 安心して生み育てられる環境づくり
- 目標3 地域における子育ての支援と健やかな成長を支える環境づくり

7 計画の推進

(1) 計画の推進体制

子どもに関わるすべての人がさまざまな形で連携し、子どもの視点に立った取組を社会全体で推進します。

●全市での推進

2013（平成25）年9月、子ども・子育て支援法の施行などを踏まえ、児童福祉をはじめとする子ども施策を総合的に推進するため、「福岡市こども・子育て審議会」を設置しました。この審議会は、「児童福祉審議会」と「次世代育成支援推進協議会」を統合再編したもので、学識経験者、子ども・子育て支援事業の従事者、子どもの保護者、子どもの育成に関わる団体の代表者、事業主の代表、労働者代表などで構成されています。

この審議会において、関係団体・機関などが協議し、連携しながら、計画を推進します。

●子ども行政の推進

子どもに関する施策は、教育、保健福祉、地域コミュニティ、住まいづくり・まちづくりなど、市政のさまざまな分野にわたっています。こども未来局と教育委員会、保健福祉局など、関係部署がしっかりと連携しながら、子どもに関する施策を総合的・計画的に推進します。

●地域での連携

地域社会全体で子どもと子育て家庭を支えていくため、自治協議会をはじめ、自治会・町内会、公民館、民生委員・児童委員、主任児童委員、青少年育成連合会、子ども会育成連合会、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業者、学校、PTA、子育てサークルやボランティア、企業、NPO法人などが、相互に協力・連携しながら、地域における活動を推進します。

(2) 実施状況の点検・評価

毎年度、この計画に基づく施策の実施状況などを取りまとめ、「福岡市こども・子育て審議会」に報告し、同審議会において点検・評価を行います。審議会に報告した内容及び審議の内容、点検・評価の結果は、市のホームページに掲載し、公表します。

また、社会の状況の変化などに応じて、必要が生じた場合は、審議会に諮った上で、計画の見直しを行います。

第2章 計画各論

3つの基本目標について、それぞれ、「前計画での取組と成果」「現状と課題」「施策の方向」「成果指標」「事業目標」を記載するとともに、各施策の取組内容と主な事業を記載しています。

【成果指標】

- ・計画期間の最終年度である 2019（平成 31）年度を目標年次とし、それまでに達成すべき目標値を設定しています。

【事業目標】

- ・子ども・子育て支援法に基づく事業目標：
2019（平成 31）年度を目標年次とし、各年度の目標値を設定しています。
- ・福岡市が独自に定める事業目標：
2019（平成 31）年度までに達成すべき目標値を設定しています。

【主な事業】

- ・施策ごとに、主な事業を記載しています。
※ 「主な事業」は、この計画に基づいて実施する事業の中から、主なものを挙げたものです。事業全体については、この計画に付属するものとして、毎年度、一覧表を作成し、公表します。

目標 1 子どもの権利を尊重する社会づくり

前計画での取組と成果

- 児童虐待に関する相談の増加に対応するため、「こども総合相談センター」（児童相談所）の体制強化や、「子ども家庭支援センター」の開設などによる休日・夜間の支援体制の充実に取り組みました。また、各区役所（保健福祉センター）での乳幼児健康診査の未受診児対策など、児童虐待の未然防止に取り組んできました。
- 虐待や経済的困難など、さまざまな事情により家庭で暮らせない子どもの養育（社会的養護）については、国の「里親委託ガイドライン」（平成 23 年 3 月）に「里親委託優先の原則」が明記されたことも踏まえ、里親制度の拡充やファミリーホームの増設を進めてきました。その結果、里親等への委託率は、政令指定都市で最も高い水準となっています。また、児童養護施設における専門的なケア機能の強化や、自立援助ホームの増設、退所児童のアフターケアなどにも取り組んできました。
- 障がい児施策については、東部療育センターを開所するなどの取組を進めてきました。
- 「不登校対応教員」やスクールソーシャルワーカーの増員、各学校の判断に応じた中学 1 年生での少人数学級の実施などに取り組んだ結果、不登校の児童生徒は減少しています。

現状と課題

- 児童虐待、ひきこもり、いじめ・不登校など、子どもに関する相談が数多く寄せられています。特に、児童虐待に関する相談件数は、2010（平成 22）年度をピークに緩やかに減少しているものの、依然として高い水準にあります。また、個々の相談の内容が複雑化、深刻化しており、長期の支援が必要となる傾向があります。
- 予期しない妊娠が児童虐待のリスク要因の一つとなっており、その対策が求められています。
- 社会的養護を必要とする子どもを家庭的な環境の中で養育するため、里親制度のさらなる拡充が求められています。
- 虐待や発達障がいなどによる二次障がいに対応するための専門的なケアが必要となっています。
- 「心身障がい福祉センター」などを新規に受診する障がい児が増加しています。特に、発達障がいに関する相談は、10 年前の約 3 倍に上っており、さらなる療育体制の整備が急務となっています。
- いじめの発生率は、国や県に比べて低い数値で推移してはいるものの、さらに対策を強化していく必要があります。
- 全国的に、ニートやひきこもりなど、社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者が増加しており、自立に向けた支援が求められています。
- 子どもの貧困率が全国的に高い水準にあるなど、子どもの貧困に関する状況が深刻化しています。貧困が子どもたちの生活や成長に影響を及ぼすことがないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、対策を強化する必要があります。

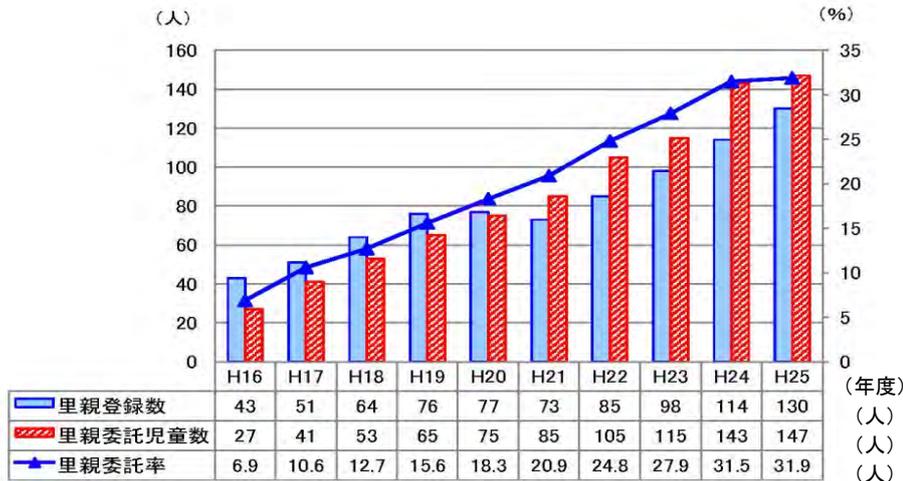
[目標1] 関連データ

●児童相談所での児童虐待相談対応件数の推移



資料: 福岡市こども未来局

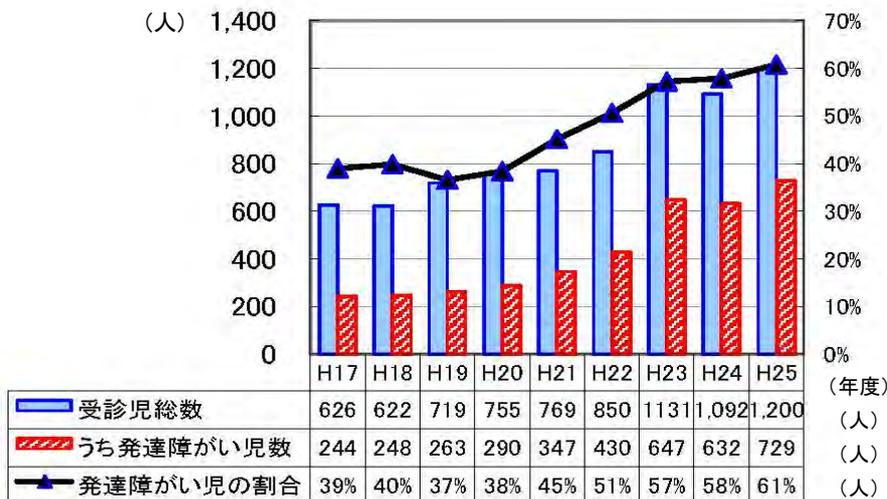
●里親等委託率の推移



資料: 福岡市こども未来局

※里親等委託率＝児童養護施設、乳児院、ファミリーホーム、里親に委託された児童のうち、里親及びファミリーホームに委託された児童の割合

●福岡市心身障がい福祉センターなどにおける新規受診児数の推移



資料: 福岡市こども未来局

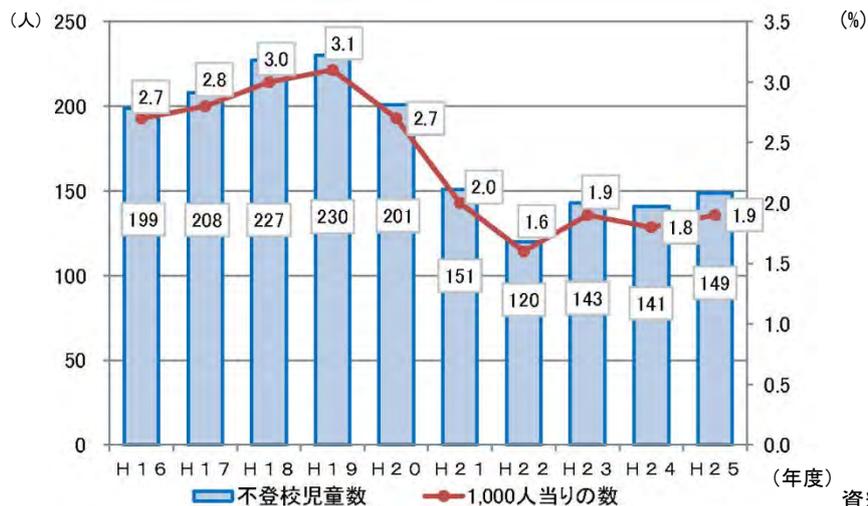
●いじめの認知（発生）率の推移（公立小中学校）



資料：福岡市教育委員会

●不登校児童生徒数の推移

【小学生】



資料：福岡市教育委員会

【中学生】



資料：福岡市教育委員会

施策の方向

一人ひとりの子どもの人権が尊重され、あらゆる形態の身体的・精神的な暴力、虐待、放置、不当な取り扱いなどから保護されるよう、家庭、学校、地域コミュニティ、事業者、NPOなどと連携し、社会全体での取組を推進します。

子どもに関するさまざまな問題について相談・支援体制の充実を図るとともに、重大な人権侵害である児童虐待の防止や、家庭で暮らせない子どもを社会的に養育する“社会的養護”の充実、障がい児の支援、不登校やひきこもりなど困難を有する子ども・若者の支援を行います。また、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、すべての子どもが夢と希望を持って成長していけるよう、子どもの貧困対策に取り組みます。

【成果指標】

成果指標		現状値 H26年度末	目標値 H31年度末
子どもの人権が尊重されていると感じる市民の割合		78.1% (25年度)	80%
子どもの自尊感情 (自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合)	小学校	74.4% (25年度)	85% (30年度)
	中学校	68.2% (25年度)	80% (30年度)
里親等委託率 (児童養護施設、乳児院、里親、ファミリーホームに委託された児童のうち、里親及びファミリーホームに委託された児童の割合)		31.9% (25年度)	40%
「不登校児童生徒」の人数		963人 (25年度)	822人 (30年度)

【事業目標】 子ども・子育て支援法の必須項目（国の指定項目）

事業名（国事業名）		指数	H26 年度末	H27 年度末	H28 年度末	H29 年度末	H30 年度末	H31 年度末
虐待防止等強化事業、 母親の心の健康支援事業 (養育支援訪問事業)	見込み	支援人数 (人)	172	186	201	215	226	237
	確保方策	支援体制 (人)	80	80	90	90	100	100
こども総合相談センター・区保健福祉センターにおける実施体制								

※ ただし、事業の実施は、毎年度の予算編成過程で決定する。

【事業目標】 福岡市が独自に設定する項目

事業名	指数	現状値 H26年度末	目標値 H31年度末
子ども家庭支援センター	設置数	1	2 *
児童養護施設等ケア単位の小規模化	施設数	1	2
ファミリーホーム	施設数	12	16
自立援助ホーム	施設数	1	3
児童心理治療施設	施設数	0	1
若者のぷらっとホームサポート事業	実施箇所数	6	7
子ども・若者の活躍の場プロジェクト	参加団体数	5	10

※ ただし、事業の実施は、毎年度の予算編成過程で決定する。

* 「子ども家庭支援センター」については、今後の状況に応じ、さらなる増設を検討する。

1 子どもに関する相談・支援体制の充実

子どもに関する相談の増加や、問題の複雑化・深刻化に対応し、適切な支援を行っていくため、市の相談機関の中核である「こども総合相談センター」と、区役所や地域、学校、「子ども家庭支援センター」における相談体制などの総合的な充実強化を図ります。

(1) こども総合相談センターの充実

- こども総合相談センターでは、問題が深刻化する前に子どもや保護者などが気軽に相談できるよう、24時間の電話相談や女の子専用の電話相談など、総合相談窓口としての機能の充実を図ります。
- 児童虐待や非行、発達上の問題や、思春期、いじめ・不登校の問題、養育環境に関することなど、さまざまな相談に対応するため、児童福祉司や児童心理司などの専門性の強化や、弁護士資格を有する職員の配置などにより、必要な体制を確保します。また、遊戯療法・家族療法などの心理ケアや、家庭訪問、一時保護、グループ援助など、さまざまなプログラムを活用し、専門的な相談・支援機能の充実を図ります。
- 心身障がい福祉センター、療育センター、発達教育センターをはじめとする相談・支援機関や、医療機関などとの相互的・有機的な連携を強化し、子どもに関するさまざまな問題に対して、保健・福祉・教育の視点から一体的・継続的な支援に取り組みます。
- 虐待などの深刻な問題に適切に対処するとともに、一時保護や施設入所などの措置の客観性・専門性を担保するため、福岡市こども・子育て審議会の「処遇困難事例等専門部会」の意見を踏まえて措置の決定を行うなど、子どもの最善の利益を確保します。

(2) 区役所・地域、学校における相談・支援体制の充実

- 区役所（保健福祉センター）では、市民に身近な相談窓口として、保護者が不安や悩みを気軽に相談できるよう、体制・機能の充実を図ります。また、こども総合相談センターや子ども家庭支援センターと連携しながら、保健師、助産師、保育士、心理士、家庭相談員など、職員の専門性を生かした相談・支援を行います。
- さらに、地域においては、民生委員・児童委員や主任児童委員、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業者、学校などの機関と連携し、より身近な場所での相談・支援を強化します。
- 学校においては、教職員や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどが十分に連携し、子どもに関する問題の早期発見・早期対応に努め、深刻化を防止します。

(3) 子ども家庭支援センターの充実

- 子ども家庭支援センターでは、こども総合相談センターや区役所（保健福祉センター）を補完する窓口として、休日と夜間に、家庭からの相談に応じた支援や、こども総合相談センター・区役所からの要請に応じた支援を行います。
- より身近な場所で気軽に相談ができるよう、新たなセンターの設置を検討します。

(4) 被害に遭った子どもの支援

- 事件や事故に遭遇した子どもの心のケアを図るため、学校、こども総合相談センターなどの機関が連携し、被害を受けた子どもやその家族などを支援します。

【主な事業】

事業名	事業概要
総合相談機能の充実	0歳から20歳までの子どもや保護者などを対象に、子どもに関するさまざまな問題に対して、保健、福祉、教育の分野からの総合的・専門的な相談・支援を実施
区子育て支援推進事業	子育て不安の解消と虐待防止に向け、区の子ども総合相談窓口である子育て支援課において日常的に相談・支援を実施
子ども家庭支援センター	子どもに関する家庭からの相談対応や、区からの求めに応じ、必要な援助などを行うほか、児童相談所からの委託による指導や里親・ファミリーホームへの支援などを実施
被害に遭った子どもの支援	事件、事故、自然災害などに子どもが巻き込まれ、身体的、心理的、行動面などにさまざまな反応を示すおそれが生じたときに、子どもの心の支援を実施

2 児童虐待防止対策

一人ひとりの子どもが、安心して、心身ともに健やかに成長できるよう、虐待の未然防止から、早期発見・早期対応、再発防止、被害を受けた子どもの回復と社会的自立まで、切れ目のない取組を社会全体で推進します。

(1) 未然防止

- 区役所（保健福祉センター）においては、産科医療機関と連携した妊娠期からの支援や、生後間もない乳児がいる家庭を対象とした相談会を行うとともに、新生児訪問指導の訪問家庭を拡大するなど、産後の育児不安が強い時期の支援の強化を図ります。
- 乳幼児健康診査などの機会を捉えて、育児不安が強い家庭や子どもの養育が困難な状況にある家庭の把握に努め、保健師の訪問などにより、家庭の状況に応じた支援を行います。
- 地域では、民生委員・児童委員による赤ちゃん訪問や、乳幼児と保護者が自由に過ごせる子育て交流サロンの開設など、乳幼児とその家庭を支える取組を推進・支援します。
- 学校や医療機関などと連携し、児童虐待のリスク要因の一つである予期しない妊娠への対策に取り組みます。
- 社会全体で子どもを見守る取組を進めるため、市をはじめ、子どもに関係するさまざまな機関や団体が参加する「福岡市子ども虐待防止活動推進委員会」において、虐待防止に向けた広報・啓発活動を展開します。

(2) 早期発見・早期対応

- 休日や夜間において、必要な場合に家庭を訪問し、子どもの安全確認を行う体制の充実を図ります。

- 虐待の早期発見が可能な、医療機関や保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業者、学校、警察、民生委員・児童委員、主任児童委員などと、こども総合相談センターや区役所（保健福祉センター）が、研修の機会などを通じて相互理解を深め、これまで以上に連携しながら、地域で子どもを見守ります。
- 医療機関を対象に児童虐待に関する相談窓口を設置するとともに、各医療機関が関わった虐待の事例を相互に検討するなどの取組を行い、医療機関における児童虐待への対応力の向上を図ります。
- 配偶者やパートナーからの暴力（DV＝ドメスティック・バイオレンス）による子どもへの心理的虐待について、「福岡市配偶者暴力相談支援センター」などの関係機関との連携をさらに深め、早期の対応を行います。

(3) 再発防止

- 児童虐待の再発を防止するため、こども総合相談センターや区役所（保健福祉センター）、子ども家庭支援センターにおいて、被害を受けた児童と虐待を行った保護者の面談や家庭訪問などを継続して行います。
- 保護者が、暴力に頼ることなく、子どもの発達段階に応じて適切に関わる方法を学ぶ“ペアレンティングトレーニング”などに取り組みます。

(4) 関係機関などとの連携による支援

- 福祉、医療、保健、教育の各分野の関係者や警察などで構成する市及び区の「要保護児童支援地域協議会」において、支援を要する児童についての情報共有や支援内容の協議などを行い、互いに連携しながら、きめ細かな支援を行います。
- 地域では、困難を抱える家庭を身近なところで見守り、支援するためのネットワークの構築に努めます。

(5) 重篤事例の検証

- 虐待による死亡など、子どもが著しく重大な被害を受けた事例が発生した場合は、福岡市こども・子育て審議会の「権利擁護等専門部会」において検証を行い、その結果に基づき必要な措置を講じます。

【主な事業】

事業名	事業概要
児童虐待防止事業	児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、子どもや親のケアなどの再発防止などの取組を実施
乳幼児健康診査・母子保健訪問指導[再掲]	乳幼児対象の総合的健康診査により健康管理の向上を図るとともに、妊娠、出産、育児に関する母親の不安を解消するための母子保健訪問指導を実施
虐待防止等強化事業	区保健福祉センター職員を対象とした虐待対応の専門的な研修、区における虐待防止の広報啓発、養育支援訪問事業などを実施
子ども虐待防止活動推進委員会	子どもに関わる団体で構成する「子ども虐待防止活動推進委員会」において、虐待防止に向けた啓発などの活動を展開し、福岡市全体で子どもを見守る取組を実施
子育て見守り訪問員派遣事業	休日・夜間に「泣き声」通告や保護者からの緊急保護の要請があった場合に、「子育て見守り訪問員」が家庭訪問を行い、子どもの安全確認などを実施

D V相談・支援推進事業	配偶者暴力相談支援センターを中心に、関係機関との連絡調整、相談員などの研修、D V防止啓発などを実施
要保護児童支援地域協議会	医師、弁護士、警察、教育、保育などの機関で構成する協議会において、要保護児童の保護及び自立支援、要支援児童・特定妊婦への支援を図るため、情報交換や支援内容の協議、啓発・広報などを実施

3 社会的養護体制の充実

さまざまな事情により社会的養護が必要になった子どもを、家庭的な環境で養育するため、里親やファミリーホームに迎え入れて養育する“家庭養護”を推進します。また、児童養護施設などにおいても、家庭的な養育環境を整えるため、施設の小規模化などを進めます。

また、虐待を受けた子どもの回復や親子関係の再構築に向けて、専門的なケア機能の強化や家庭を支援する機能の充実を図ります。

さらに、施設を退所した子どもの自立を支援する体制の充実を図るとともに、児童養護施設などに入所している子どもの権利養護を推進します。

(1) 里親等委託（家庭養護）の推進

- 里親等委託の優先を原則として、新規里親の開拓に引き続き取り組むとともに、ファミリーホームの増設を行い、里親等への委託率の向上を図ります。
- こども総合相談センターと子ども家庭支援センターが共同で、里親に対する研修を計画的に行います。また、里親に悩みごとが生じた場合に、児童養護施設などに配置されている「里親支援専門相談員」、子ども家庭支援センターなど、里親が複数の相談先を選べる体制をつくるなど、里親への支援の充実を図ります。

(2) 施設機能の強化

- 児童養護施設などの小規模化及び家庭的養護の推進に関する国の方針を踏まえ、今後社会的養護が必要となる児童数などを見込みながら、児童養護施設などのケア単位の小規模化を着実に促進します。
- 専門的なケアを必要とする児童のため、入所・通所機能を持つ“児童心理治療施設”を設置するとともに、児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設などの職員の専門性強化に向けた検討を進めます。

(3) 家庭支援機能などの充実

- こども総合相談センターや区役所（保健福祉センター）、子ども家庭支援センター、児童養護施設、里親などの十分な連携を図り、親子関係の再構築に向けた支援を充実します。
- ショートステイについては、より身近な地域での受け入れが可能となるよう、里親の活用などの新たな仕組みづくりを検討します。〔目標 2-1(3)の再掲〕

(4) 自立支援策の充実

- 施設に入所している子どもの退所後を見据え、自立に向けた支援を計画的に行うとともに、退所後の居場所や互いに助け合える自助グループの形成を促進します。

- 自立援助ホームなどの充実を図るとともに、児童養護施設や自立援助ホームなどを退所した児童について、他の施策との連携を踏まえ、支援策を検討します。

(5) 人材の育成

- 社会的養護の質を確保するため、研修などにより人材の育成を図るとともに、施設職員の採用の仕組みについて検討を行います。

(6) 子どもの権利擁護の推進

- 児童養護施設などに入所する子どもの権利を擁護するため、施設の第三者評価などを引き続き実施するとともに、入所している子ども専用の相談電話や冊子（権利ノート）の活用について周知を図ります。また、弁護士や小児科医など専門性を有する第三者チームが定期的にかつ積極的に子どもの声を聞く仕組みづくりを検討します。
- 親権者がいない子どもの福祉のため、必要に応じて未成年後見制度を活用します。

【主な事業】

事業名	事業概要
里親制度推進事業	NPO などの共働による「里親養育支援共働事業」に取り組み、里親制度の普及啓発や里親研修などによる里親支援を実施
児童養護施設などのケア単位の小規模化	児童養護施設などにおいて家庭的な環境で養育できるよう、今後社会的養護が必要となる児童数などを見込みながら、ケア単位の小規模化を促進
子ども家庭支援センター〔再掲〕	子どもに関する家庭からの相談対応や、区からの求めに応じ、必要な援助などを行うほか、児童相談所からの委託による指導や里親・ファミリーホームへの支援などを実施
自立援助ホーム	児童養護施設などを退所した子どもなどに対し、共同生活を営むべき住居（自立援助ホーム）において、相談その他の日常生活支援、生活指導、就業の支援を行うとともに、退所した子どもなどへの相談などの援助を実施
退所児童等アフターケア事業	児童養護施設退所者などに対し、地域社会における社会的自立の促進に向け、生活や就業に関する相談に応じるとともに、子どもが相互に意見交換や情報交換などを行う自助グループ活動支援などを実施

4 障がい児支援

障がいのある子どもについては、「発達が気になる」など、障がいの疑いが生じた段階から、早期の対応、支援を行っていくことが重要です。障がいの早期発見と早期支援、そして“ノーマライゼーション”の理念のもとに、一人ひとりの自立を目指した支援・療育体制の充実を図ります。

また、近年、特に発達障がい児の新規受診や相談が著しく増加していることから、発達障がい児とその家族への支援の充実に努めます。

注) ノーマライゼーションとは：障がいのある人が、障がいのない人と同じように生活し活動する社会を目指すという理念。そのためには、生活条件と環境条件の整備が求められます。

(1) 早期発見・早期支援

- 医療機関や乳幼児健康診査などの受診時に、「障がいの疑いがある」とされた場合に、専門機関である心身障がい福祉センターや療育センターにおいて医学的診断などを行い、障がいの早期発見に努めます。
- 区役所（保健福祉センター）や心身障がい福祉センター、療育センター、こども総合相談センターが連携しながら、“発達が気になった”段階から、家族も含めた支援に取り組みます。

(2) 療育・支援体制の充実強化

- 障がいの重度・重複化や発達障がいの増加に対応するため、障がいのある子どもが、知的障がい・肢体不自由などの障がいの種別にかかわらず、身近な地域で相談や訓練を受けることができるよう、障がい児の通園施設や放課後等デイサービスなどの療育体制や支援体制の充実強化に努めます。
- 通園が困難な重症心身障がい児などに対する訪問療育を行うとともに、障がい児が通う保育所、幼稚園、認定こども園などへの支援や、障がい児施設などでの日帰りの一時支援や預かり時間の延長などにより、障がい児とその家族を地域で育む環境づくりを進めます。
- 学校と行政、事業者などが連携し、就労に向けた取組を推進します。

(3) 発達障がい児の支援

- 発達障がい者支援センターを中心に、自閉症などの発達障がいのある子どもとその家族に対し、乳幼児期から成人期までのライフステージに応じ、障がいの特性を踏まえた相談や一貫した支援を行います。
- 専門家や団体、事業者、保健・教育・福祉関係者などで構成する「発達障がい者支援協議会」などを通じて、関係機関・団体の連携を強化し、支援体制の充実を図ります。
- 発達障がいへの理解を促進するため、啓発活動に取り組みます。

【主な事業】

事業名	事業概要
障がい児の専門機関などの連携による早期発見・早期対応	乳幼児が、健診などを通じ、障がいの疑いがあると判断された場合は、総合的機関である心身障がい福祉センターや（東部・西部）療育センターで発達状況などの医学的診断などを行い、適切な療育を実施
障がい児施設による通園療育	就学前の知的障がい児・肢体不自由児を通園させ、訓練・保育などの療育を実施
特別支援学校卒業生の就労促進	生徒の自立と社会参加を進めるため、学校、企業関係者、行政、学識経験者、保護者などで構成する特別支援学校高等部就労促進ネットワーク（夢ふくおかネットワーク）において、関係団体・機関などとの連携を図り、企業などへの就労を促進
発達障がい者支援体制整備事業	発達障がい児（者）及びその家族に対し、乳幼児期から成人期まで一貫した支援を実施するため、その中核となる「発達障がい者支援センター」を設置し、関係機関との連携を強化

5 子ども・若者の支援

思春期は、子どもから大人への移行期であり、心も体も大きく成長する時期です。特有の不安や悩み、ストレスも大きくなることから、思春期の子どもに対する相談体制を充実します。

また、いじめの防止対策や、不登校やひきこもり、非行などの問題を抱える子ども・若者への支援の充実を図るとともに、自立に向けた取組を推進します。

(1) 思春期の保健・健康教育の充実

- 思春期を迎える子どもに、家族のふれあいの大切さや、親の役割、正しい性知識や生命の尊さを伝えるため、学校や区役所（保健福祉センター）において、乳幼児とのふれあいの機会などを提供します。
- 近年、特に低年齢化している薬物乱用やエイズなどの性感染症、喫煙・飲酒などを防止するため、子どもの発達段階に応じた教育や啓発活動を行い、家庭や地域における取組を支援します。
- 10代の人工妊娠中絶の実施率が高い状況にあることから、関係機関と連携し、予期しない妊娠の予防に取り組みます。
- こども総合相談センターや区役所（保健福祉センター）における電話や窓口での相談など、子ども自身や保護者などからの相談体制を充実します。

(2) いじめの未然防止、不登校の子どもへの支援

- 学校や教育委員会、こども総合相談センター、法務局、警察などで構成する「福岡市いじめ問題対策連絡協議会」において、関係機関の連携を図りながら、いじめ防止対策を総合的・効果的に推進します。
- いじめは、どの学校、どのクラス、どの子どもにも起こりうることを認識し、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速な対応を行います。また、児童生徒がいじめについて考え、主体的に取り組むことで、いじめを許さない学校づくり、学級集団づくりを行い、家庭・地域とともにいじめの撲滅に努めます。
- 不登校などの原因の一つともいわれる“中1ギャップ”に的確に対応するため、各学校の判断に応じて、中学1年生での少人数学級を実施します。また、不登校の児童生徒に専任で対応する「不登校対応教員」や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置するなど、不登校の児童生徒に対する支援を充実します。

(3) ひきこもりの子ども・若者への支援

- ひきこもりの傾向がある子ども・若者については、集団で活動する場を提供する“集団支援”や、訪問相談員の派遣など、自立に向けた支援を行います。
- 成人期のひきこもりについては、相談事業や集団支援により、対人関係の改善や社会参加を支援します。
- 保護者会・家族会を開催するとともに、関係機関・団体と連携し、支援の強化を図ります。

(4) 子ども・若者の自立支援

- 子ども・若者の自立心や社会性を養うため、中高生などが気軽に立ち寄り、自由に過ごせるフリースペースを提供します。また、地域で若者の居場所を運営するNPOなどを支援し、子ども・若者が健やかに育つ環境づくりを進めます。
- 非行などの問題を抱える児童生徒の居場所をつくり、学習などの支援を行います。
- 非行やひきこもりなどの子ども・若者が、立ち直りや就労に向けた第一歩を踏み出す機会として、農業などさまざまな就労体験の場の充実を図るとともに、関係機関・団体、事業者などと連携し、自立に向けた支援を行います。

【主な事業】

事業名	事業概要
ティーンエイジャー教室	小・中学生、高校生などに対して将来親となるために必要な保健知識の学習機会を提供することで母性・父性の健全育成を図る
薬物乱用防止啓発事業	若年層の薬物乱用問題に対する認識を高めるため、「薬物乱用防止啓発イベント」や「薬物乱用防止街頭キャンペーン」を実施
Q-Uアンケートの実施	不登校やいじめの未然防止及び早期発見のための、Q-Uアンケートを行い、この分析結果に基づいた支援を実施
いじめゼロプロジェクト	いじめの未然防止の観点から、児童生徒が主体的にいじめについて考え、いじめが起きにくい学級や学校を作る取組及び保護者・地域などへの啓発活動を実施
中学校1年生における少人数数級の実施	個人に応じたきめ細かな指導により、確かな学力の向上、「中1ギャップ」への対応、不登校の予防などを図るため、学校選択制による1学級35人以下の少人数学級を実施
不登校対応教員の配置	不登校・不登校傾向のある児童生徒に適切な指導・支援、校内適応指導教室の運営のほか、学校におけるコーディネーターの役割を担うなど、不登校児童生徒への対応に専任的に従事する不登校対応教員を配置
スクールカウンセラー等活用事業	子どもに関する問題について、早期発見・早期対応を図り、問題の深刻化を防止するため、「心の専門家」であるスクールカウンセラーなどを市立の中学校・特別支援学校・高等学校へ配置し、学校の教育相談体制を充実・強化
スクールソーシャルワーカー活用事業	教育と福祉の両面から、問題を抱える児童生徒の家庭や学校における環境に働きかけ、関係機関と連携して、児童生徒の問題の改善を図る
教育相談機能の充実	不登校をはじめとする問題を解決するために、教育カウンセラーによる電話・面接相談を実施
適応指導教室の運営 (サテライト事業を含む)	心理的、情緒的理由により登校できない状態にある児童生徒に、個別面接や集団生活への適応指導を組織的・計画的に行うことにより、早期の学校復帰や社会的自立を支援
大学生相談員派遣事業	ひきこもりがちな不登校児童生徒の家庭に、話し相手や相談相手として大学生相談員を派遣し、学校復帰や社会的自立を支援
NPOとの共働による不登校児童生徒の保護者支援事業 (不登校よりそいネット)	教育委員会とNPOとの共働事業「不登校よりそいネット」において、子どもの不登校に悩む保護者などからの問い合わせに対応する「不登校ほっとライン」や、「不登校の悩み語り合いませんか」などの保護者支援事業を実施
思春期集団支援事業	心のケアを必要とする不登校やひきこもりに悩む思春期後半の子どもに、自立に向けた場を提供し、専門的な集団支援を実施

思春期ひきこもり等相談事業	思春期後半のひきこもり、またはひきこもり気味の子ども の状況を改善するため、思春期訪問相談員の派遣などによる支援を実施（おおむね 20 歳未満を対象）
ひきこもり地域支援センターの運営 （地域思春期相談事業）	大学との連携により思春期のひきこもり地域支援センター「ワンド」において、ひきこもり状態にあるおおむね 15 歳から 20 歳の人を対象に、大学構内のフリーなスペースによる集団支援と本人・家族への相談・支援を実施
成人期ひきこもり地域支援センター事業	成人期ひきこもり者の支援を充実するため、支援の核となる「よかよかルーム」において、相談支援体制を確保するとともに、ひきこもり本人の自立の相談・支援を実施（おおむね 20 歳以上を対象）
若者のふらっとホームサポート事業	中高生を中心とした若者が気軽に立ち寄り、自由に過ごすことができる居場所の提供や若者の居場所を運営する団体への支援を行い、若者の自立心や社会性の醸成と健全育成を推進
遊び・非行型の不登校児童の居場所づくり事業	学校復帰を目的として、“遊び・非行型”の不登校児童生徒の居場所をつくり、退職教員による学習指導などの立ち直りの支援を実施
子ども・若者活躍の場プロジェクト	非行・ひきこもりなど、困難を有する若者とともに行う農業体験などを通して、立ち直りや就労に向けた第一歩を踏み出す機会を創出

6 子どもの貧困対策

貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境をつくとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

教育の支援や、生活の支援、保護者に対する就労の支援など、さまざまな方面から、国や県とも密接に連携しながら、市の関係部局が連携して取り組みます。

(1) 教育の支援

- 家庭の経済状況にかかわらず、すべての子どもが質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばすことができるよう、就学や学習の支援、教育費の援助、進学の支援などに取り組みます。

(2) 生活の支援

- 貧困の状況にある子どもと保護者が抱える生活上のさまざまな問題に関する相談・支援に取り組むとともに、子どもの将来の社会的・経済的自立を支援します。
- 子どもと保護者が、社会的な孤立に陥ることなく、必要な支援を受けられるよう、関係部署が連携して取り組みます。

(3) 保護者に対する就労の支援

- 保護者の自立と生活の安定を図るため、就職に有利な資格の取得を支援するなど、保護者の就労を支援します。

(4) 経済的支援

- 家庭の生活の基礎を支えるため、状況に応じて、各種手当の支給や助成、サービスの利用料の減額・免除などの経済的な支援を行います。

【主な事業】

事業名	事業概要
スクールソーシャルワーカー活用事業[再掲]	教育と福祉の両面から、問題を抱える児童生徒の家庭や学校における環境に働きかけ、関係機関と連携して、児童生徒の問題の改善を図る
スクールカウンセラー等活用事業[再掲]	子どもに関する問題について、早期発見・早期対応を図り、問題の深刻化を防止するため、「心の専門家」であるスクールカウンセラーなどを市立の中学校・特別支援学校・高等学校へ配置し、学校の教育相談体制を充実・強化
子どもの学びと居場所づくり事業	「家」と「学校」に自分の居場所や学習環境がなく、学習が遅れているという課題を抱えた生活困窮家庭及び生活保護家庭の子どもに、「学び」と「社会とのつながり」のための居場所を提供し、学習支援と生活や進路などに関する相談対応、助言・指導を実施
就学援助	経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対して、給食費、学用品費、修学旅行費などを援助することにより、児童生徒が支障なく義務教育を受けることができるように支援
特別支援教育就学奨励費	経済的な理由により就学困難な特別支援学級などの児童生徒の保護者に対して、給食費、学用品費、修学旅行費などを援助することにより、児童生徒が支障なく義務教育を受けることができるように支援
実費徴収に係る補足給付事業	生活保護世帯に対して、幼稚園・保育所などに支払う日用品費や行事参加費などの実費について助成
高校進学支援プログラム	生活保護世帯の中学校3年生の子ども及びその親に対し、進学費用の準備や学習環境の確立など高校進学への意識を高めるための支援を実施
福岡市教育振興会奨学金	経済的な理由により高校などへの進学が困難な生徒に対し、入学資金及び奨学金を貸与し、修学を支援
子どもの健全育成支援事業	生活困窮家庭及び生活保護家庭の有子世帯に対し、学校など関係機関との連携を図りながら、家庭が抱えるさまざまな課題への取組や、子どもの就学や進学に係る相談・支援を行い、将来における社会的・経済的自立を支援
市営住宅の優先入居	市営住宅の定期募集（抽選方式）の申し込みにあたり、ひとり親家庭や子育て世帯等に対する優遇制度を実施。また、一定の要件に該当するひとり親家庭や子育て世帯については、入居申し込みを随時受け付ける制度を実施
ひとり親家庭への支援 [再掲] ※各事業の詳細は42ページ参照	ひとり親家庭ガイドブックの発行、家庭児童相談室、ひとり親家庭支援センターにおける支援、男女共同参画推進センターにおける相談、市営住宅の優先入居、母子生活支援施設における自立支援、自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金等事業、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業、児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金貸付事業、ひとり親家庭等医療費助成、寡婦（夫）控除のみなし適用

7 子どもの権利の啓発

子どもの権利が真に尊重される社会をつくるため、子どもに関わる職業や子どもの指導に携わる人はもちろん、すべての市民が子どもの権利について理解を深めることができるよう、さまざまな機会をとらえて、「児童の権利に関する条約」の理念の周知や、虐待、体罰、いじめの防止などに向けた啓発活動に取り組みます。

また、外国籍などの子どもを含むすべての子どもが、互いの文化を尊重し、違いを認め合いながら、共に生きる心を育む環境づくりを進めます。さらに、日本語を母語としない子どもが、学校や地域においてコミュニケーションを図ることができるよう、日本語の習得の指導・支援を行います。

【主な事業】

事業名	事業概要
地域での人権教育の推進	公民館や市民センターなどを中心に、子どもの人権に関する学習の場の提供や研修会、講演会などの啓発事業を実施
学校・保育所などでの人権教育の推進	教育活動全体を通じた人権教育を教員及び職員の共通理解・認識のもとに、組織的・計画的に推進し、子どもの人権感覚を高め、さまざまな人権問題に取り組む実践的な行動力を育成
人権啓発センター事業の推進	市民一人ひとりの人権が真に尊重される社会の実現を目指して、人権についての啓発、情報提供、相談などの事業を実施

8 子どもの社会参加の促進

すべての大人が、子どもの発達段階に応じて、その意見を考慮すべきであることを理解し、まちづくりや子どもに関係する事業について、子どもが意見を表明する機会を確保し、子どもの意見を反映するよう努めます。

また、子どもを社会の一員、責任ある「一人の市民」として尊重し、その主体的な活動を促進します。

【主な事業】

事業名	事業概要
子どもの夢応援事業	子どもたち自らが企画・立案したユニークで夢のある行事や活動の実施のため、活動経費の一部を助成し、より多くの人の参加を促進
公園再整備事業 [再掲]	都市公園などの再整備において、見通しの確保などにより子どもが安心して遊べる空間づくりや親も安心してそれを見守り快適に時間を過ごすことができる公園内の居場所の確保、子どもが多様な遊びができる場づくりを推進
身近な公園整備事業 [再掲]	地域住民からより愛着を持って親しまれる公園を目指して、ワークショップなど住民参加型の手法を用いて身近な公園の整備を進めるとともに、多様な公園ニーズへの対応を促進

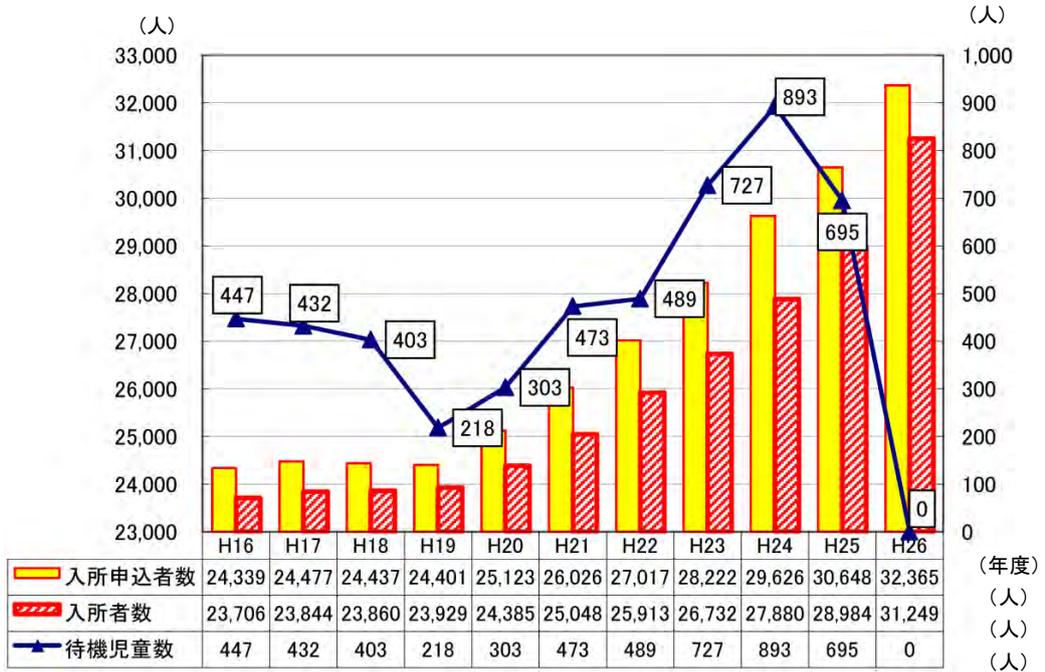
前計画での取組と成果

- 保育需要の急増に対応するため、集中的に保育所整備を行った結果、平成 26 年度当初における待機児童の解消を実現しました。また、延長保育、病児・病後児デイケア、一時預かりなど、多様な保育サービスの充実に取り組んできました。
- 妊婦健康診査の検査項目の拡充や、乳幼児の健全な発達を支援するための親子教室の全区への拡大など、母親と子どもの健康づくりに向けた施策の拡充を図りました。
- ひとり親家庭に向けては、就業への助言などを行う「自立支援プログラム員」を配置したほか、児童扶養手当の支給対象を父子家庭へも拡大するなど、支援の充実に取り組みました。
- 企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組を支援するとともに、“「い〜な」ふくおか・子ども週間♡”を推進し、子どもを生み育てながら安心して働き続けることができる環境づくりに取り組みました。

現状と課題

- 共働き家庭の増加や転入者が多いことなどから、今後も、保育を必要とする子どもは増加すると考えられます。地域におけるニーズや特性を考慮し、きめ細かに対応していく必要があります。
- 保護者の就労形態の多様化に対応するため、延長保育や休日保育などの保育サービスの一層の充実が必要となっています。また、保護者が安心して働けるよう、病児・病後児デイケアの拡充が求められています。
- 4 か月児の健康診査時に実施するアンケートで、「育児は楽しい」と答えた母親の割合が増加する一方、「育児に心配がある」と答えた母親の割合も増加しています。安心して子どもを生み育てるためには、妊娠・出産期からの切れ目のない支援が必要となっており、特に、出産前後の育児不安が強い時期における母親への支援が求められています。
- 生活習慣病に罹患する子どもが増加しており、健康づくりに関する、妊婦や乳幼児の保護者への指導・啓発の充実が必要となっています。
- 非正規雇用で働く人の割合の上昇や、ひとり親家庭の増加などにより、経済的支援が必要な家庭が増えています。
- 育児に参加する男性の割合は増加しており、また、出産を機に仕事を辞める女性の割合は減少していますが、今後さらに、仕事と子育てが両立できる環境づくりを進めていく必要があります。

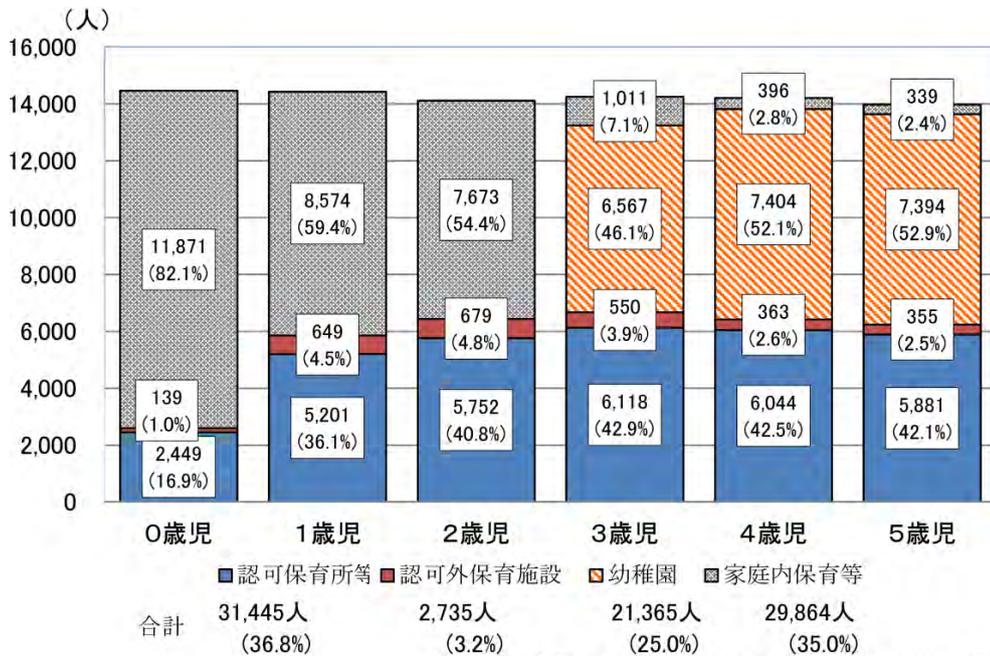
●福岡市の保育需要の推移



※ 入所申込者数・入所者数には、認可保育所、家庭的保育室、小規模保育事業、幼稚園長時間預かり事業の入所申込者数、入所者数を含む

資料：福岡市こども未来局

●未就学児童の保育状況

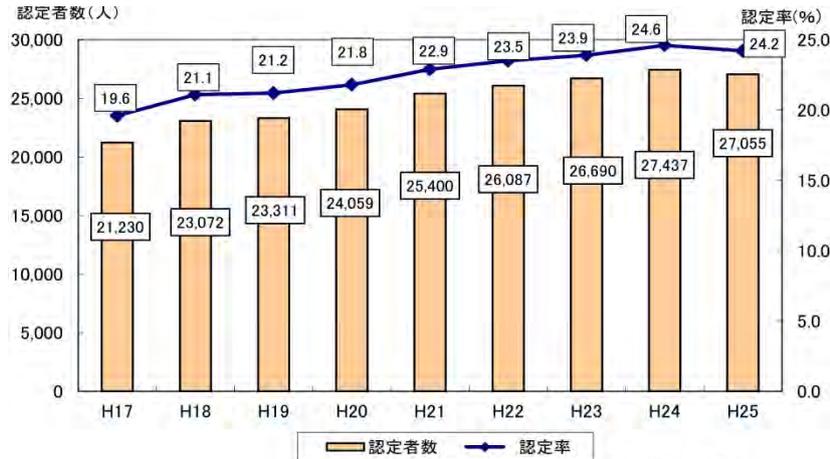


※ 保育所入所者数及び幼稚園入園者数は、平成26年5月1日現在
 ※ 認可外施設入所者数は、平成26年4月1日現在

※ 認可保育所等には、家庭的保育室、小規模保育事業、幼稚園長時間預かり事業を含む

資料：福岡市こども未来局

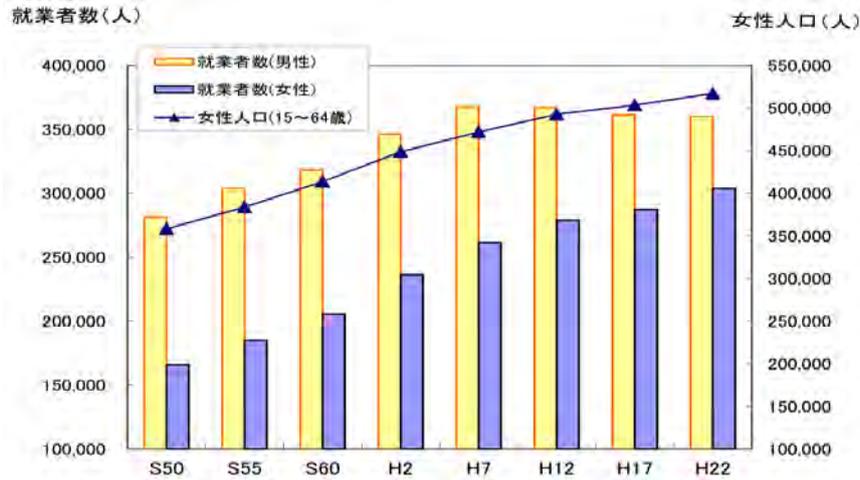
●就学援助の推移（小中学生）



※認定者数については、国立、県立小中学校を含む
 ※認定率は市立小中学校のみの認定率

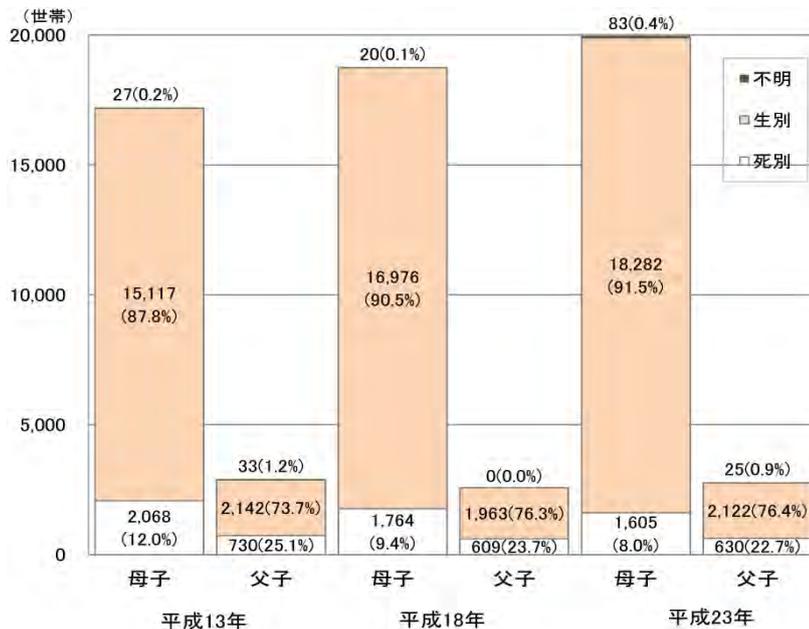
資料：福岡市教育委員会

●福岡市の男女の就業者数の推移



資料：国勢調査

●母子家庭、父子家庭の原因別世帯数（推計）



資料：福岡市ひとり親家庭実態調査
 (平成23年11月1日現在)

施策の方向

安心して子どもを生き育てられる社会をつかっていくためには、社会全体で子育て家庭を支え、支援していくことが必要です。

母親が安心して出産し、また、生まれた子どもが健やかに成長していけるよう、出産前から出産後、乳幼児期、さらにその先へと、切れ目のない支援を行います。また、質の高い教育・保育を確実に提供するとともに、共働き家庭の増加や就労形態の多様化などに対応するため、多様な保育サービスの一層の充実を図ります。さらに、市民、事業者などと共働き、男性も女性も、子育てをしながら安心して働き続けることができる環境づくりに取り組みます。

【成果指標】

成果指標		現状値 H26 年度末	目標値 H31 年度末
4 か月児健診時のアンケート調査の結果（母親）			
育児に心配があると答えた母親の割合		14.3% (25 年度)	減少
育児は疲れると答えた母親の割合		20.3% (25 年度)	減少
育児は楽しいと答えた母親の割合		90.6% (25 年度)	増加
男女の固定的な役割分担意識の解消度 (「男は仕事、女は家庭を守るべき」という固定概念をもたない市民の割合)	男性	42.0% (25 年度)	75% (34 年度)
	女性	51.1% (25 年度)	80% (34 年度)
父親の1週間あたりの家事・育児の時間（乳幼児の保護者）		15 時間 48 分 (25 年度)	増加

【事業目標】教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）と提供体制の確保方策（全市の数値）

	H26 年度(実績)				H27 年度				H28 年度				
	3-5 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳	
	学校教育のみ	保育の必要性あり			学校教育のみ	保育の必要性あり			学校教育のみ	保育の必要性あり			
量の見込み (必要利用定員総数)	23,469	32,413			23,375	33,569			23,212	34,522			
		18,304	11,628	2,481		18,960	11,892	2,717		19,285	12,237	3,000	
確保方策	教育・保育施設 (保育所、幼稚園、 認定こども園)	23,469	18,621	10,935	2,562	23,375	19,010	11,505	2,653	23,212	19,285	11,685	2,836
	地域型保育 事業			352	64			452	114			552	164

	H29 年度				H30 年度				H31 年度				
	3-5 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳	
	学校教育のみ	保育の必要性あり			学校教育のみ	保育の必要性あり			学校教育のみ	保育の必要性あり			
量の見込み (必要利用定員総数)	22,633	35,070			22,251	35,699			21,973	36,323			
		19,260	12,505	3,305		19,393	12,760	3,546		19,612	12,946	3,765	
確保方策	教育・保育施設 (保育所、幼稚園、 認定こども園)	22,633	19,285	11,853	3,091	22,251	19,393	12,058	3,232	21,973	19,612	12,224	3,321
	地域型保育 事業			652	214			702	314			722	444

※「学校教育のみ」は行政区、「保育の必要性あり」は別途定める31の区域を「提供区域」として設定する（61～64ページの別表参照）

【事業目標】子ども・子育て支援法の必須項目（国の指定項目）

事業名（国事業名）		指数	H26 年度末	H27 年度末	H28 年度末	H29 年度末	H30 年度末	H31 年度末
延長保育事業 （時間外保育事業）	見込み	利用人数	9,076	9,400	9,670	9,820	10,000	10,170
	確保方策	（人）	9,076	9,400	9,670	9,820	10,000	10,170
病児・病後児デイケア事業 （病児保育事業）	見込み	利用者数 （人日）	21,400	26,310	26,670	26,660	26,770	26,930
	確保方策	利用者数 （人日）	21,400	23,400	24,700	26,000	27,300	27,300
		実施施設数	18	18	19	20	21	21
			医療機関併設型施設数					
幼稚園の預かり保育 （一時預かり事業（預かり保育））	見込み	定員数	400,000	519,000	591,000	677,000	777,000	884,000
	確保方策	（人日）	884,000	884,000	884,000	884,000	884,000	884,000
一時預かり事業 （一時預かり事業（預かり保育を除く））	見込み	定員数	20,000	32,000	38,000	44,000	50,000	59,000
	確保方策	（人日）	26,000	32,000	38,000	44,000	50,000	59,000
子どもショートステイ （子育て短期支援事業）	見込み	利用者数	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	確保方策	（人日）	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
福岡市保育コンシェルジュ （利用者支援に関する事業）	見込み	箇所数	7	7	9	14	14	14
	確保方策	（人数）	7	7	9	14	14	14
妊婦健康診査 （妊婦に対して健康診査を実施する事業）	見込み	対象者数（人）	15,244	14,690	14,570	14,350	14,100	13,900
	確保方策	実施体制	市内委託医療機関で実施					

※ いずれの事業も「全市」を提供区域として設定する

※ ただし、事業の実施は、毎年度の予算編成過程で決定する。

【事業目標】福岡市が独自に設定する項目

事業名	指数	現状値 H26 年度末	目標値 H31 年度末
休日保育	実施箇所数	5	7
安心して住める市営住宅の整備（市営住宅のバリアフリー化）	整備戸数	9,100	13,100
全歩道のうちフラット化された歩道の割合	割合（%）	26.9 （25 年度末）	31 （28 年度末）

※ ただし、事業の実施は、毎年度の予算編成過程で決定する。

1 幼児教育・保育の充実

「子ども・子育て支援新制度」を踏まえ、質の高い教育・保育の確実な提供に向けた体制・人材の確保や、保護者のニーズを踏まえた多様な保育サービスの充実、教育・保育の質の向上などに取り組みます。

(1) 教育・保育の提供体制の確保

- 教育・保育のニーズに的確に対応するため、福岡市子ども・子育て審議会の「教育・保育施設等認可・確認専門部会」の意見も踏まえながら、保育所、幼稚園、認定こども園といった教育・保育施設や、小規模保育事業などの地域型保育事業による提供体制を確保します。（保育所における保育は、児童福祉法に基づき、引き続き市が実施します。私立保育所では、市からの委託により保育を実施します。）
- それぞれの地域における需要に柔軟に対応できるよう、あらかじめ“提供区域”を設定の上で、“教育・保育の必要量の見込み”を算出し、適切な提供体制の確保を図ります。
- ニーズに合った教育・保育の利用ができるよう、保護者への情報提供や、相談・支援を行う「保育コンシェルジュ」の増員と活動の充実を図ります。
- 教育・保育施設、地域型保育事業への多様な主体の参入の促進については研究を行います。

(2) 保育士などの人材確保

- 質の高い人材を安定的に確保するため、「保育士・保育所支援センター」における就職あっせんや保育士就職支援研修会などを実施するとともに、ハローワークなどとも連携を図りながら、潜在保育士（現在は離職している保育士有資格者）などの就職を支援します。また、指定保育士養成施設などにおける学生への就職支援・相談会などを実施します。

(3) 多様な保育サービスの充実

- 保護者のニーズに柔軟に対応するため、延長保育、休日や夜間の保育、病児・病後児デイケア、一時預かり、ショートステイなど、多様な保育サービスの充実を図ります。
- それぞれのサービスについて、必要な“量の見込み”を算出の上で、利用可能人数や提供施設数を増やすなど、計画的な整備を行います。
- ショートステイについては、より身近な地域での受け入れが可能となるよう、里親の活用などの新たな仕組みづくりを検討します。

(4) 教育・保育の質の向上

- 保護者の生活の実態などを十分に踏まえ、子育てと仕事の両立支援の観点に加え、子育て家庭の孤立の問題への対応なども含めて、広く子どもと子育て家庭を支援する観点から、教育・保育の提供を行います。
- 教育・保育に携わる職員の資質や専門性の向上のため、職員の研修の充実を努めるなど、教育・保育を支える基盤の強化を図ります。
- 認可外保育施設については、保育の内容や子どもの健康、安全・衛生面の充実を促進します。

(5) 教育・保育における連携推進

- 保育所や幼稚園、認定こども園などにおいて、子どもの生涯にわたる生きる力の基礎を育成するため、家庭や地域と連携しながら、乳幼児の心身の発達に応じた教育・保育の推進に努めます。
- 小・中学校と保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業者などの連携を強化します。

【主な事業】

事業名	事業概要
福岡市保育コンシェルジュ	各区に福岡市保育コンシェルジュを配置し、保育を希望する保護者に対して、個々のニーズに合った保育サービスなどについての情報提供や相談を実施
保育士就職支援事業	保育士・保育所支援センターでの就職あっせんや、就職支援研修会、ハローワークなどと連携した潜在保育士の就職支援、学生への就職支援・相談会などを実施
延長保育 (時間外保育事業)	保護者の就労形態の多様化による保育時間の延長に対する需要に対応するため、延長保育を実施
休日や夜間の保育	就労形態の多様化に伴い、保護者が日曜・祝日や夜間などに就労することにより、休日や夜間において保育が必要な場合の保育需要に対応
病児・病後児デイケア事業	保育所などへ通っている子どもが病気の際、保護者が仕事の都合などで看病できない場合に、病児デイケアルームで一時預かりを実施
一時預かり事業	保護者などが冠婚葬祭や通院、リフレッシュなどのため必要なときに、子どもを一時的に預かることで、乳幼児の保護者の子育てに関する不安感・負担感を軽減し、虐待防止と児童の健全育成を推進
子育て支援短期利用事業 (子どもショートステイ)	保護者が病気などで家庭での養育が一時的に困難な子どもについて、児童養護施設などで短期間の預かりを実施
障がい児保育	発達に遅れがある、または心身に障がい有する子どもを保育所などに受け入れ、健常児とともに統合保育を実施し、健全な成長発達を促進するなど、障がい児の福祉の増進を図る
保育所職員等研修事業	保育所などにおいて、保育内容や専門性を高めるための研修（保育、健康・安全、子育て支援に関する研修など）を実施するとともに、職種別・階層別合同研修、全園対象の区別研修などを実施
保幼小連携教育の充実	教員などの参観や意見・情報交換などを行う合同研修を実施するとともに、各校種間の連携のあり方について意見交換を行うため、幼稚園、保育所、小学校、中学校などの代表者による「保・幼・小・中連絡協議会」を設置
園庭開放、園行事の地域開放など	地域に開かれた社会資源として、保育所の有する専門的機能を地域のために活用していくことを目的とし、地域の子ども、子育て家庭、高齢者との交流を支援

2 母と子の心と体の健康づくり

母親と子どもの心と体の健康を守るため、妊娠・出産期から、切れ目のない支援を行うとともに、小児医療や食育の充実を図ります。特に、育児不安が強い出産後早期の支援や、妊娠・出産・育児に関する情報提供などにより、母子保健施策の充実を図ります。また、不妊に悩む人への支援を行います。

(1) 健康づくりの推進

①健康診査・指導、予防接種の推進

- ・妊婦と胎児の健康管理の充実・向上、疾病や異常の早期発見や予防などのため、医療機関などで行う妊婦健康診査の費用を助成します。
- ・乳幼児の心身の健やかな成長と障がいの早期発見・早期治療などのため、乳幼児健康診査を行い、必要に応じて、保健指導や関係機関への紹介などを行います。
- ・感染症を予防するため、ワクチンの接種効果や副反応などについて十分な説明を行いながら、予防接種を推進します。

②情報提供や相談事業の充実

- ・母子健康手帳の交付や副読本の配布などにより、妊婦や乳幼児の保護者に、乳幼児の発達段階に応じた育児や健康に関する情報提供を行います。
- ・インターネットで情報を収集する人が増えていることから、ホームページやメールマガジンなどを活用した情報提供や啓発に取り組むとともに、マタニティスクールや新生児訪問、乳幼児健康診査など、さまざまな機会を捉えて、適切な情報提供と相談を行います。
- ・妊婦や乳幼児の保護者を対象に、子どもの食生活、早寝早起きなどの基本的な生活習慣や、家庭内などでの事故の予防と安全対策、応急手当などについて、情報提供や啓発を行います。また、テレビやスマートフォンなどのメディアの影響について、乳幼児健診や保育所・幼稚園の懇談会などの機会を捉え、保護者への啓発に取り組みます。

③妊産婦などの支援の充実

- ・産科医療機関などと連携し、必要な妊産婦に対して、妊娠期から保健師の家庭訪問などによる支援を行います。
- ・助産師などの専門スタッフによる新生児訪問を拡充し、生後4か月ごろまでにすべての家庭を訪問するなど、育児不安が強い産後早期の支援の充実を図ります。
- ・乳幼児健康診査などにおいて、支援が必要な母親を把握し、保健師による家庭訪問や子ども家庭支援員の派遣などを行うとともに、医療機関や民生委員・児童委員、主任児童委員などと連携し、きめ細かな支援を行います。

④学校などにおける健康づくり

- ・保育所や幼稚園、小・中学校などにおいて、園児、児童生徒への健康教育や給食の提供などを通して、健康についての自己管理能力を高めるとともに、健康診断などを実施し、子どもの健康の保持・増進を推進します。

(2) 小児医療の充実

- 「福岡市立こども病院」において高度専門医療を提供するとともに、周産期医療に取り組めます。
- 子どもの救急医療に関する広報・啓発をより積極的に行うとともに、急患診療センターで診療に従事する医師の確保を図るなど、小児救急医療体制の充実を図ります。
- 未熟児、慢性疾患等長期療養児などを持つ親に対し、医療費の支援と併せて、適切な情報提供を行います。また、身近な地域において、慢性疾患を抱える子どもとその家族への支援の充実を進めます。

(3) 食育の推進

- 乳幼児期は、食習慣の基礎が確立する大切な時期です。「子どもの心とからだの健康のための食生活の大切さ」の理解促進に努めるとともに、家庭、保育所、幼稚園、認定こども園などにおいて、生活や遊びの中で子どもが食に興味を持つよう、発達段階に応じた食育を進めることにより、「食を営む力の基礎づくり」を進めます。
- 学齢期は、正しい食事のあり方や望ましい食習慣を体得する大切な時期です。これらを身につけ、食事を通して自らの健康管理ができるよう、学校ごとに「食育指導計画」を作成し、学校の教育活動全体を通じて広く食に関する指導を行います。
- 食品の安全性の確保に努めるとともに、食生活に関する情報発信や調査研究の充実を図ります。

(4) 不妊に悩む人への相談体制と支援

- 子どもを持つことを望んでいるにもかかわらず、不妊に悩み、治療を受ける夫婦に対し、不妊治療費の助成を行うとともに、心の悩みの相談に応じます。

【主な事業】

事業名	事業概要
妊婦健康診査	妊婦及び胎児の健康管理の充実を図るため、委託医療機関にて健康診査を実施
乳幼児健康診査	4か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に保健福祉センターで医師などによる総合的健康診査、及びその結果に基づく保健指導を実施。また、10か月児を対象に委託医療機関による健康診査を実施し、乳幼児の健康管理の向上を図る
妊婦歯科健康診査	女性の生涯を通じた歯の健康、及び、赤ちゃんの健やかな成長のため、妊婦を対象とした歯科健診を委託歯科医療機関で実施
乳幼児歯科健康診査	保育所及び幼稚園に通園する乳幼児の歯科疾患の早期発見・治療の指導を行うため、委託歯科医療機関が保育所・幼稚園で歯科健康診断を実施
障がい児歯科健康診査	障がい児の早期からのむし歯などの歯科疾患を予防し、かかりつけ歯科医を持つことを目的に、歯科健診を委託歯科医療機関で実施
母子巡回健康相談	母親の妊娠、出産、育児に関する不安や悩みを解消するとともに、子どもの健全育成を図るため、公民館などの市民の身近な場所で母子巡回健康相談を実施し、健康相談や「親子歯科保健教室」などの健康教育を実施
母子保健訪問指導	妊産婦・新生児・未熟児に対して、母子訪問指導員や校区担当保健師などによる訪問指導を実施

ブックスタート事業	4か月児健診時に絵本を配付し、ボランティアによる絵本の読み聞かせなどを通じて、親子が相互に語りかけることの大切さ、楽しさを伝え、よりよい親子関係を築いてもらうとともに読書活動を促進
母親の心の健康支援事業	妊産婦や新生児に対する母子保健訪問指導において、身体の状態、母親の心の健康状態の把握に努め、継続的な支援が必要な場合には、助産師及び保健師による継続訪問を行い、育児不安が強い場合は「こども家庭支援員」を派遣し、支援を実施
こんにちは赤ちゃん訪問事業 [再掲]	民生委員・児童委員が、赤ちゃんの生まれた家庭を訪問し、地域の子育て支援の情報提供などを実施
食育推進	「第2次福岡市食育推進計画」に基づき関係局・区の連携により全市的な食育の推進及び普及啓発を図る
各区における食育推進事業	母子巡回や子育てサロン、乳幼児ふれあい学級の間などを活用し、乳幼児や学童の食育を推進
離乳食教室など	乳幼児の健全な発育と健康の保持増進をねらいとして乳児のよい食習慣の確立を図るため、上手な離乳食の進め方や作り方、与え方について実演・試食を伴う指導を実施
保育所・幼稚園などでの食育の推進	発育発達に応じた給食の提供、給食などを活用した食育活動（季節の食材、行事食、給食の展示、食事のマナーなど）を実施。また公民館などでの乳幼児の保護者対象の調理実習により子どもの食事についての悩みなどへの支援を実施
食に関する指導の推進、学校等における食育推進事業	校長を中心とした食育推進指導体制の整備及び栄養教諭による食育推進事業（料理教室や給食コンテストなど）を実施
特定不妊治療費助成	子どもを望む夫婦に対し、高額の治療費がかかる保険適用外の特定不妊治療費の一部を助成。また、不妊に関する悩みについて専門医師または助産師などによる個別相談（予約制）を実施

3 ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭が安心して子育てを行うことができるよう、それぞれの家庭が抱える問題についての相談にきめ細かに対応するとともに、子育てと仕事の両立など、自立に向けた支援を行います。また、貧困の問題を抱える家庭も多いことから、教育や生活の支援、保護者の就業の支援、経済的支援などについて、関係機関と連携して取り組みます。

(1) 相談・支援体制の充実

- 区役所（保健福祉センター）、家庭児童相談室、ひとり親家庭支援センター、男女共同参画推進センターにおける相談体制の充実を図るとともに、それぞれの連携を強化します。

(2) 子育てや生活支援

- 子育てや日常生活、子どもの学習面に関する支援を推進します。

(3) 就業支援

- ひとり親家庭の就業支援のための中核的な施設として、ひとり親家庭支援センターにおいて、相談から就業まで一貫した支援を行います。
- 同センターと公共職業安定所、市の関係部署の連携を図り、就業に向けた支援を強化します。
- 就業に有利な資格の取得や能力開発など、就業や転職のための支援を行います。

(4) 経済的支援

- 経済的支援を必要とするひとり親家庭に対し、子育てにかかる経済的負担を軽減するための支援を行います。また、母子父子寡婦福祉資金の貸し付けや医療費の助成を行います。

(5) 養育費の確保

- 子どもの養育に対する責務は両親にあり、別れた配偶者から受け取る養育費は、子どもが健やかに育つために必要なものです。そのため、養育費の取得に関する啓発を行うとともに、法律面での相談の場を提供します。

【主な事業】

事業名	事業概要
ひとり親家庭ガイドブックの発行	ひとり親家庭向けの施策をまとめたガイドブックを発行し、施策の周知を図る
家庭児童相談室	区役所（保健福祉センター）家庭児童相談室において、母子・父子自立相談、婦人保護相談を実施
ひとり親家庭支援センターにおける支援	ひとり親家庭支援センターにおいて、各種相談（生活、就業など）、法律相談（養育費の取り決め、親権、金銭トラブルなど）を行うほか、就業に結びつく可能性の高い技能・資格の取得に向けた就業支援講習会、養育費セミナー、自立支援プログラムの策定などを実施
男女共同参画推進センターにおける相談	各種相談（総合相談、アミカスDVダイヤル、法律相談）及び法律講座（親権、面会交流、養育費）を実施
市営住宅の優先入居	市営住宅の定期募集の申し込みにあたり、ひとり親家庭に対して抽選の優遇制度を適用する。また、一定の要件に該当するひとり親家庭については、優先入居制度による入居を実施
母子生活支援施設における自立支援	母子家庭などを入所させ保護するとともに、自立促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者に対する相談、援助を実施
自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の母などが能力開発のために教育訓練講座を受講し修了した場合に、受講料の2割、最高10万円までの給付金を支給
高等職業訓練促進給付金等事業	母子家庭の母などが看護師などの就職に有利な資格を取得するため、養成機関において2年以上修業している場合に、2年間を上限に促進費を支給
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親世帯の親が高卒認定試験合格のための講座を受講する費用の一部を助成
児童扶養手当	ひとり親家庭などの生活安定と自立を促進するため、18歳に達する日以降の最初の3月31日まで（障がい児については20歳未満）の子どもを監護しているひとり親家庭の父または母、もしくは養育者に手当を支給
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子、父子、寡婦世帯の生活の安定と、その扶養する子どもの福祉の増進を図るため、原則、無利子で修学資金・就学支度資金などの貸付を実施
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭の親と子ども、父母のない子どもの保健の向上と福祉の増進を図るため、医療費を助成（児童扶養手当に準拠した所得制限あり）
寡婦（夫）控除のみなし適用	婚姻歴のないひとり親に対し、保育料等への寡婦（夫）控除のみなし適用を実施

4 子育て家庭への経済的な支援

子育てにかかる経済的負担を軽減するため、中学校卒業までの子どもを対象に児童手当を支給するとともに、子どもの健やかな成長を願い、安心して医療機関を受診できるよう、子どもに対する医療費の助成拡充を行うほか、教育・保育にかかる費用を助成するなど、経済的な支援を行います。

【主な事業】

事業名	事業概要
児童手当	家庭などにおける生活の安定と次代の社会を担う子どもの健やかな成長を支援するため、子どもを監護する者に手当を支給（国内に住所を有する者が、中学校修了前（15歳）までの子どもを監護し、生計を維持している場合に支給）
子ども医療費助成	子どもの健やかな成長を願い、安心して医療機関で受診できるよう医療費を助成（通院：小学校就学前まで、入院：小学校6年生までを対象に、健康保険の診療対象となる医療費の自己負担相当額を全額助成。所得制限なし。今後拡充に取り組む）
就学援助[再掲]	経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対して、給食費、学用品費、修学旅行費などを援助することにより、児童生徒が支障なく義務教育を受けることができるように支援
特別支援教育就学奨励費[再掲]	経済的な理由により就学困難な特別支援学級などの児童生徒の保護者に対して、給食費、学用品費、修学旅行費などを援助することにより、児童生徒が支障なく義務教育を受けることができるように支援
実費徴収に係る補足給付事業[再掲]	生活保護世帯に対して、幼稚園・保育所などに支払う日用品費や行事参加費などの実費について助成

5 仕事と子育ての両立に向けた環境づくり

男女が共同で子育てを行う意識の醸成を図るとともに、働き方の見直しやワーク・ライフ・バランスの充実について、市民や事業者などへの働きかけを行います。また、社会全体で子どもや子育てをバックアップしていく運動の普及に取り組めます。

(1) 男女が共同で子育てを行う意識の醸成

- 男女が共同で子育てを行う意識を高めるとともに、父親の育児参加を促進するため、男女共同参画推進センターや子どもプラザ、公民館などにおいて講座や講演会を開催するなどの取組を行います。
- 学校教育においては、学校行事や教科の学習、啓発冊子の活用を通じて、子育てへの男女共同参画への理解促進を図ります。
- 母子健康手帳に、産前・産後休業や育児休業などの制度に関する情報を掲載するほか、マタニティスクールなどの機会を捉えて、必要な情報提供を行います。
- 妊娠や出産、育児などで仕事を離れていた人が、再就職に必要な力を身につけ、離職していた期間のブランクを克服するための講座を開催するなど、母親などの再就職の支援を行います。

(2) 企業における仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

- 企業における、一般事業主行動計画に基づく労働時間の短縮や育児休業制度の充実などの、子育てに配慮した多様な働き方を推進するための取組を支援します。
- 子育て中の人をはじめ、働く人すべてが、仕事と生活の調和が図れる職場づくりを進めるため、企業を対象とした講座を開催します。
- 女性が、それぞれの希望に応じて働き続け、能力を発揮できる環境づくりを進めるため、企業における女性活躍推進や意識改革の取組を支援します。

(3) 社会全体での子育て支援

- 毎月1～7日を“「い～な」ふくおか・子ども週間♡”とし、個人や企業、地域コミュニティなどが、それぞれの立場で子どもたちのためにできることに取り組み、社会全体で子どもたちをバックアップする運動の普及啓発に取り組みます。

【主な事業】

事業名	事業概要
男女共同参画推進センターによる啓発	男女共同参画に関する啓発の一環として、子育てに関連した講座などを実施
社会貢献優良企業優遇制度	次世代育成・男女共同参画支援事業を実施する社会貢献度の高い企業を認定し、契約を行う際は優先的に指名するなどの優遇制度を実施
ワーク・ライフ・バランス推進事業	ワーク・ライフ・バランスや多様な働き方への取り組みを推進するため、市民や企業向けの講演会や出前型ワーク・ライフ・バランスセミナーなどを実施
女性の活躍推進	企業における女性の登用を促進するため、関連団体と連携し、女性リーダーを育成する講座や講演会などを実施
市民や企業と共働した子育て支援	“「い～な」ふくおか・子ども週間♡”の普及啓発を図るとともに、「子ども参観日」を実施

6 子育てを支援する住まいづくり・まちづくり

安心して子どもを生き育てることができるよう、良質な住まいづくりのための情報提供を行うとともに、子育て世帯の居住を支援する施策を推進します。

また、市民、事業者、行政のそれぞれが、ユニバーサルデザインの理念に基づいた取組を進め、子どもや子ども連れの人、妊産婦などが安心して外出し、安全で快適に過ごせるバリアフリーのまちづくりを進めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
都心部新婚・子育て世帯住まい支援事業	子育て支援及び都心部のコミュニティの活性化を図るため、都心部の公社借上特定優良賃貸住宅のストックを活用し、新規入居の新婚・子育て世帯を対象とした家賃助成による居住支援を推進
新婚・子育て世帯等が安心して住める市営住宅の整備	新婚・子育て世帯などが安心して子どもを生き育てることができるよう、ユニバーサルデザインの視点に立った市営住宅の整備を推進するとともに、大規模な市営住宅の建替に際して、子育て施設などを導入
道路のバリアフリー化の推進	妊婦、ベビーカー利用者や子ども、高齢者、障がいのある人など、誰もが安心して利用できるバリアフリー化された歩行空間の整備を推進
公共交通バリアフリー化促進事業	すべての鉄道やバスなどの公共交通利用者が安全かつ円滑に移動できるよう、交通事業者が行う鉄道駅のバリアフリー化やノンステップバスの導入について、その整備費用の一部に補助を行い、バリアフリー化を促進
バス利用環境の改善	バスの利便性向上を図るため、バス事業者などに対し、バス停における上屋やベンチの設置を促進するとともに、道路管理者としても、「ユニバーサル都市・福岡」の実現のため、バス事業者などと役割分担を図りながら、バス停における上屋及びベンチの設置を推進
「赤ちゃんの駅」事業	乳幼児親子が外出しやすい環境づくりを進めるとともに、地域社会全体で子育て家庭を支える意識の醸成を図るため、授乳やオムツ交換のスペースがある施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、各施設のシンボルマーク掲示を促進

7 子どもや子育て支援に関する情報提供

「ふくおか・子ども情報」ホームページやメールマガジン、冊子「子育て情報ガイド」、市政だよりなど、さまざまな媒体を活用し、子育て支援や施設に関する情報のほか、団体・サークル、イベントに関する情報など、官民を問わず子どもや子育てに関するさまざまな情報を、分かりやすく市民に提供します。

【主な事業】

事業名	事業概要
子ども情報提供	ホームページ「ふくおか・子ども情報」の管理・運営や、「ふくおか子育て情報ガイド」の発行など、子どもに関する行政や民間の様々な情報を広く市民に提供
各区子育て情報マップ	各区の子育て情報マップを作成・配布
転入世帯への子育て情報提供	転入時などに区の子育てに関する情報を提供するとともに、必要に応じて各相談窓口などを紹介

前計画での取組と成果

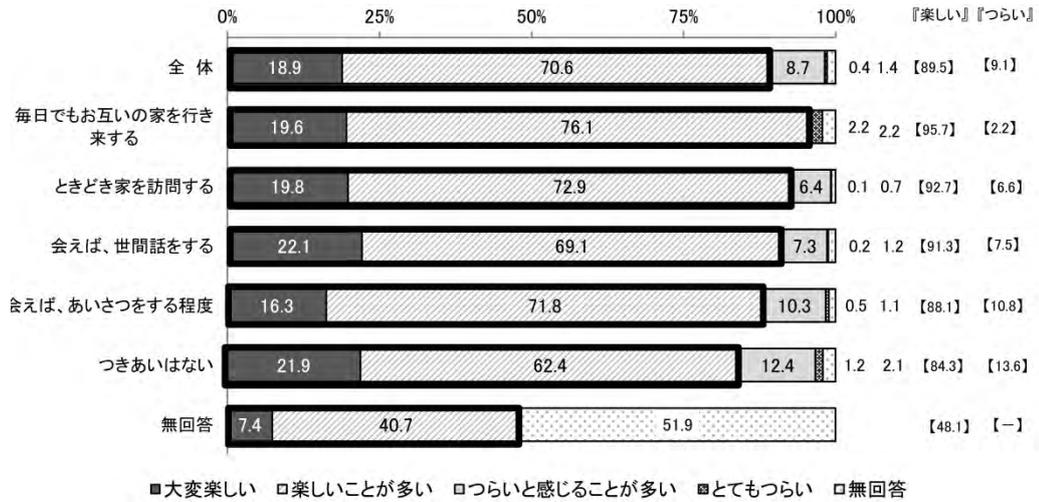
- 保護者などが昼間家庭にいない小学生を対象とする「留守家庭子ども会」について、全施設（136 小学校）での全学年受け入れに向けた拡大に取り組みました。
- 乳幼児親子が気軽に訪れ利用できる「子どもプラザ」を 14 か所に設置したほか、小学生が放課後に学校の校庭などで遊びや活動を行う「放課後等の遊び場づくり事業」を 86 校まで拡大しました。
- さまざまな体験の機会を子どもたちに提供するため、「アジア太平洋こども会議・イン福岡」などの国際交流活動や文化芸術、スポーツ、読書活動などを推進しました。
- 子どもの主体性や職業観を育てるため、中学校での職場体験学習や、小・中学生が仮想のまちをつくる「ミニふくおか」、中学・高校生対象の学びの場「中高生夢チャレンジ大学」を実施しました。

現状と課題

- 都市化の進展や核家族化などを背景に、地域のつながりが希薄化し、地域や社会から孤立しがちな子育て家庭が増えています。そうした状況に伴い、子育てに不安や負担を感じる家庭が増加しています。
- 共働き家庭の増加などにより、放課後に保護者が不在の家庭が年々増加しています。また、地域の活動に参画・協力する保護者や、子どもの育成に携わる指導者などが少なくなっています。
- 「ユニバーサル都市・福岡」の理念を踏まえ、障がいのある子どもとその家族をはじめ、すべての子どもと家族が地域社会の中で生活していくための環境をさらに整えていくことが求められています。
- 過保護や過干渉、放任など、家庭の“子育て力”の低下が指摘されており、子どもの基本的な生活習慣の形成や規範意識の醸成を図っていくことが、これまで以上に課題となっています。また、スマートフォンや携帯ゲーム機などの普及に伴い、乳幼児期からのメディアへの接触のあり方が問題になっています。
- 子どもが、さまざまな体験を通して人とふれあい、自己を形成していく機会が少なくなっています。コミュニケーション能力や自立心、主体性、協調性など、子ども・若者の生きる力の低下が課題となっています。
- 若者の完全失業率や非正規雇用比率、早期離職率の高さや若年無業者の存在など、若者の社会的・職業的な自立が課題となっています。
- 犯罪被害の低年齢化やインターネット上での有害情報の氾濫など、子どもを取り巻く環境が変化する中、子どもの安全確保に向けた対策が必要となっています。

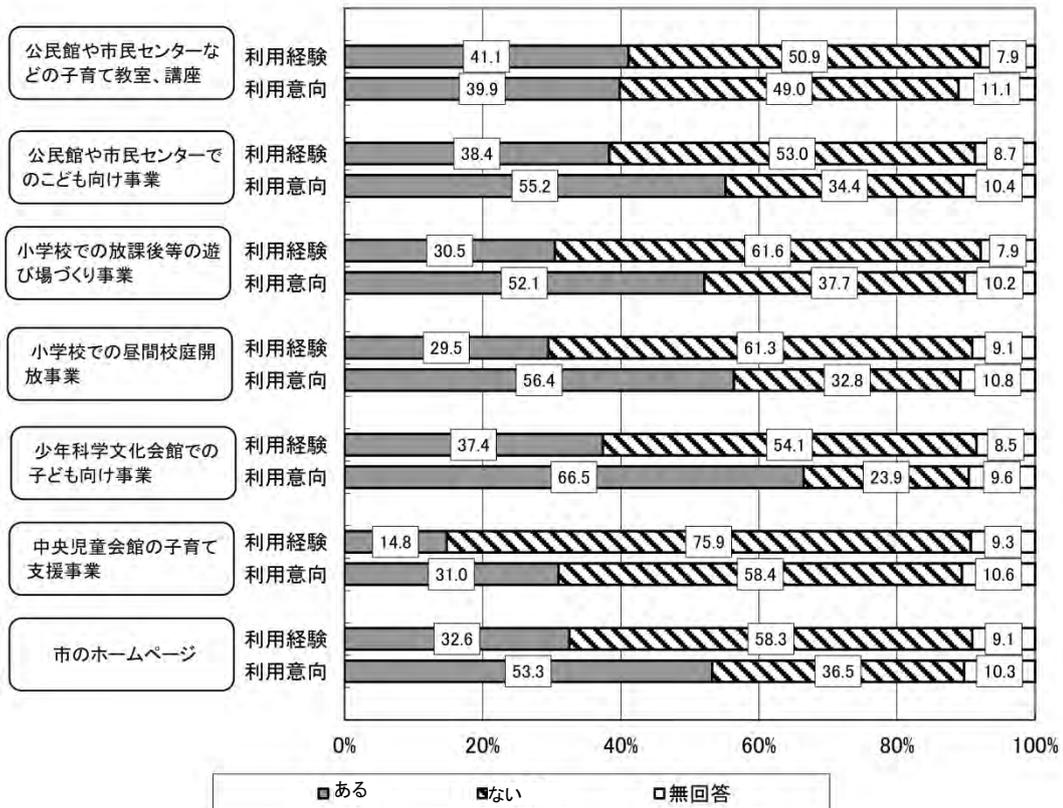
[目標3] 関連データ

●近所づきあいの程度と子育ての楽しさ・つらさの関係（乳幼児の保護者）



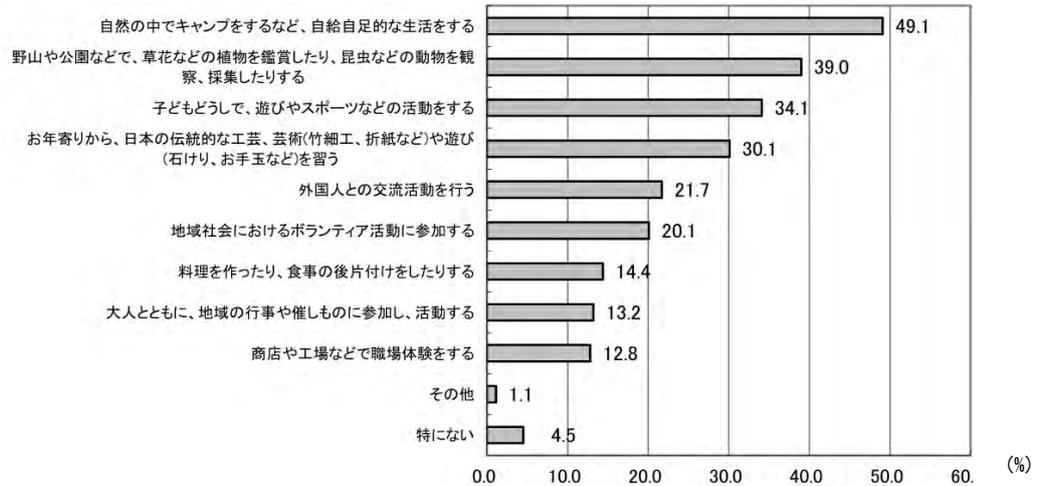
資料：H25福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

●子育て支援サービスの利用経験と今後の利用意向（小学生の保護者）



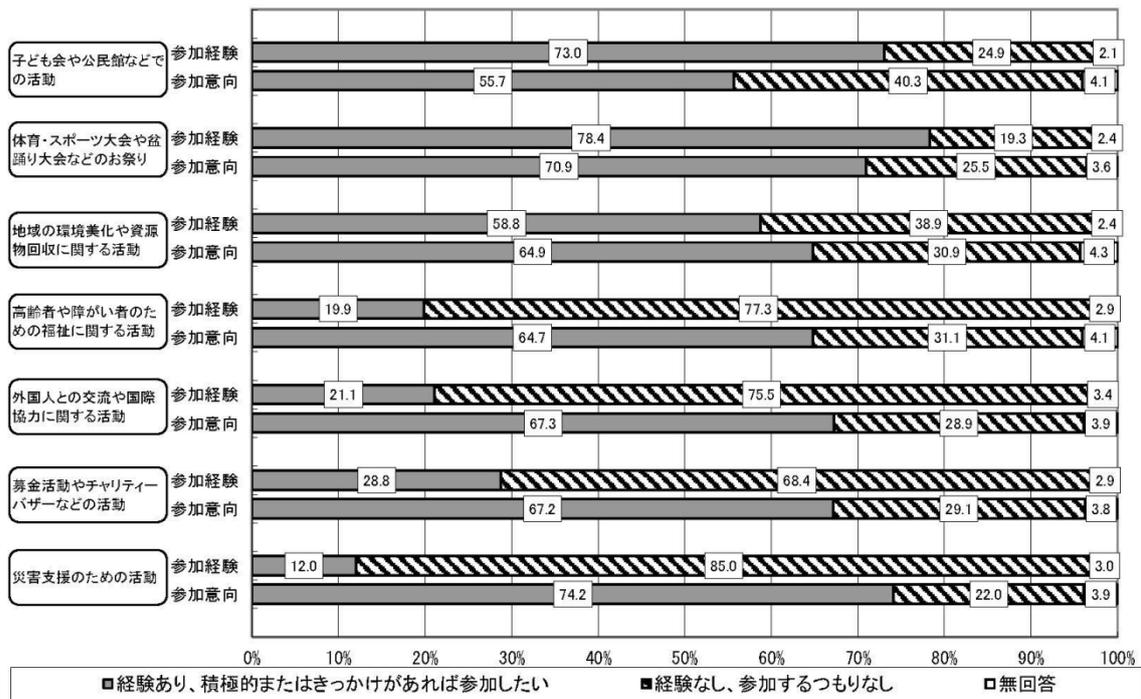
資料：H25福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

●最近の子どもに不足している生活体験・自然体験（小学生の保護者）



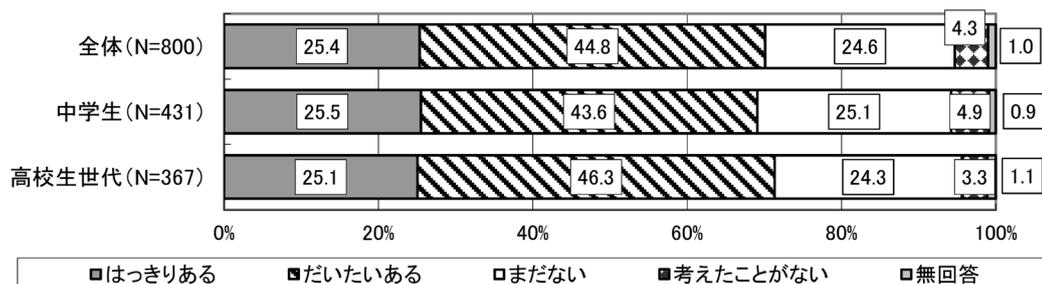
資料：H25福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

●地域での活動やボランティア活動への参加経験と参加意向（中学・高校生世代本人）



資料：H25福岡市青少年の意識と行動調査

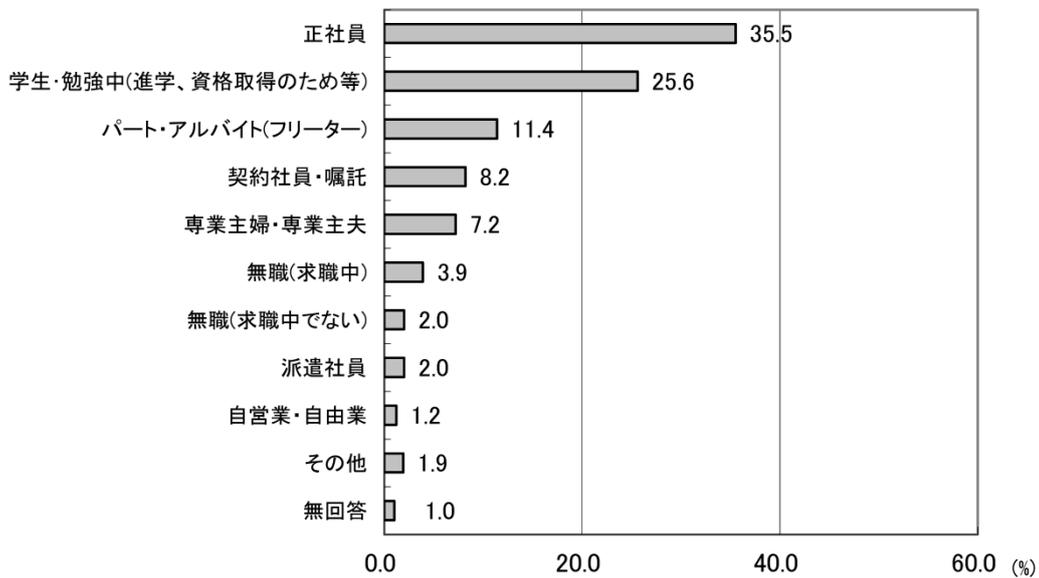
●将来の目標の有無（中学・高校生世代本人）



資料：H25福岡市青少年の意識と行動調査

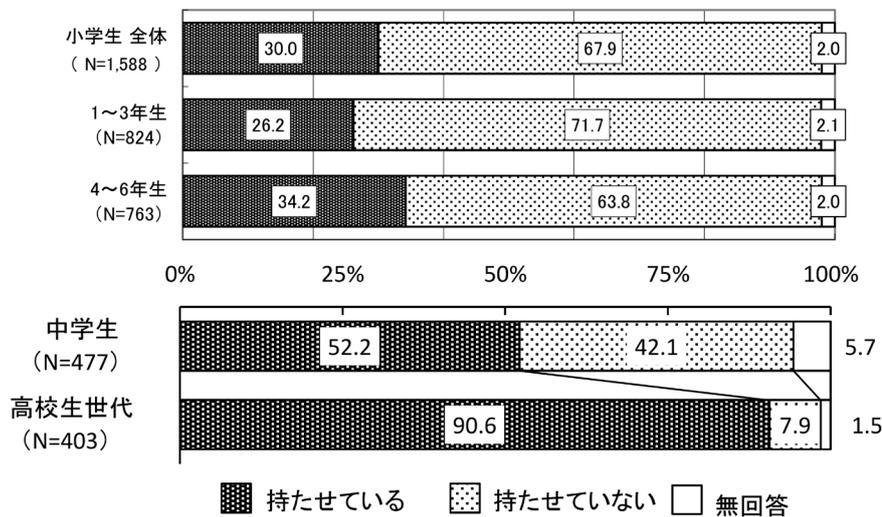
[目標3] 関連データ (続き)

●現在の仕事や就学などの状況 (青年)



資料: H25福岡市青少年の意識と行動調査

●携帯電話やスマートフォン、タブレットなどの通信端末を子どもに持たせているか (小学生・中学生・高校生世代の保護者)



資料: H25福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

施策の方向

子どもが、安全に、そして健やかに成長していくためには、隣近所の住民やコミュニティなど、さまざまな人たちが、子どもと子育て家庭に関わり、支え、見守っていくことが重要です。地域全体で子どもを育む環境づくりを進めるとともに、家庭の子育て力の向上や、子どもの遊びや活動の場づくりなどに取り組みます。

また、子ども・若者が、多様な経験を通して豊かな人間性を育み、自立した大人へと成長していけるよう、子ども・若者の自己形成や社会的自立に向けた取組を推進します。

【成果指標】

成果指標	現状値 H26 年度末	目標値 H31 年度末
地域での支え合いにより、子育て家庭や高齢者が暮らしやすいまちだと感じる市民の割合	39.8% (25 年度)	65% (34 年度)
子育てについて気軽に相談できる人・場所がある人（乳幼児の保護者）の割合	82.4% (25 年度)	90%
地域の公園で子どもが安心して遊べると感じている市民の割合	63.9% (25 年度)	75%
地域の遊び場や体験学習の場への評価 (地域の小中学生はさまざまな遊びや体験学習をする場や機会に恵まれていると感じる、高校生以下の子をもつ保護者の割合)	59.7% (25 年度)	65% (34 年度)

【事業目標】 子ども・子育て支援法による必須項目（国の指定項目）

事業名（国事業名）		指数	H26 年度末	H27 年度末	H28 年度末	H29 年度末	H30 年度末	H31 年度末
こんにちは赤ちゃん訪問事業 (乳児家庭全戸訪問事業)	見込み	対象者数(人)	14,615	14,110	14,040	13,930	13,720	13,480
	確保方策	実施体制		民生委員・児童委員による家庭訪問に加え、専門職による訪問を実施				
ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	見込み	定員数	16,100	17,000	18,900	19,800	21,700	23,500
	確保方策	(人日)	24,200	24,200	24,200	24,200	24,200	24,200
留守家庭子ども会 (放課後児童健全育成事業)	見込み	利用者数	12,000	13,000	13,000	14,000	14,000	14,000
	確保方策	(人)	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
子どもプラザ (地域子育て支援拠点事業)	見込み	利用者数 (人回/月)	12,000	15,000	20,000	25,000	32,000	41,000
	確保方策	箇所数	14	14	14	14	14	14

※ ただし、事業の実施は、毎年度の予算編成過程で決定する。

【事業目標】 福岡市が独自に設定する項目

事業名	指数	現状値 H26 年度末	目標値 H31 年度末
放課後等の遊び場づくり事業	設置数	86	143
身近な公園の整備における子どもが参加したワークショップの割合	割合 (%)	75.0 (25 年度末)	80
通学路の歩車分離	割合 (%)	80.9 (25 年度末)	78 (28 年度末) 引き続き整備

※ ただし、事業の実施は、毎年度の予算編成過程で決定する。

※ 「通学路の歩車分離」の目標値は、「福岡市道路整備アクションプラン 2016」（計画期間：平成 25 年度～28 年度）による。重点的に取り組んだ結果、25 年度末時点で目標値を達成しているが、引き続き整備を進める。

1 地域全体で子どもを育む環境づくり

地域全体で子どもと子育て家庭を見守り支える環境をつくるため、子育て支援のネットワークづくりや、地域における人材の育成などに取り組みます。

(1) 子育て支援のネットワークづくり

- さまざまな人が子どもや子育て家庭に関わりながら、地域全体で子どもを育む環境づくりに取り組みます。幅広い世代の住民の交流を促進し、高齢者や子育ての経験者、父親を含む子どもの保護者などが、子どもや子育てに関する取組や活動に積極的に参加・参画し、活躍できる仕組みづくりを進めます。
- ファミリー・サポート・センター事業や子育て家庭への訪問活動など、地域で子育て家庭を支えるネットワークづくりを推進します。
- 障がい児や特別支援教育に対する認識や理解を促進し、地域において障がい児が育まれるよう、特別支援学校の児童生徒と地域の小・中学校の児童生徒との交流活動を推進します。また、障がい児と同じ地域に住む子どもたちとの交流に取り組んでいる団体の活動を支援します。
- 子ども会育成連合会、PTA、自治協議会などを積極的に支援し、コミュニティ活動や遊びを通じて、地域の中でのコミュニケーションや世代間交流の充実・活性化に努めるとともに、子どもたちが多様な体験や異年齢の子どもとの交流を通して、連帯感や協調性、責任感などを身につけることができるよう取り組みます。

(2) 地域における人材の育成と大学、企業、NPOなどとの連携

- 地域における子どもの活動の充実を図るため、地域のさまざまな人材を発掘し、子どもの育成に携わる指導者や支援者の育成と確保に努めます。
- 地域コミュニティや大学、企業、NPOなどと連携し、地域における子育て支援と子ども・若者の育成に取り組みます。

【主な事業】

事業名	事業概要
地域子ども育成事業	地域の子どもを育む力の回復を目指して、地域の大人の意識変革、子どもを育む活動の活性化やネットワークの再生に取り組み、子どもたちを健やかに育む環境づくりを推進
地域ぐるみの子育てネットワークづくり	子育て交流サロン・サークルへの訪問、支援を行うとともに、地域における子育て支援活動を支援し、連携を図る。また、区内の小・中学校、保育所などのほか、主任児童委員や民生委員との情報交換を実施
ファミリー・サポート・センター事業	地域において、育児を援助したい人と援助を受けたい人の会員組織をつくり、会員同士が助け合う相互援助活動を推進
こんにちは赤ちゃん訪問事業	民生委員・児童委員が、赤ちゃんの生まれた家庭を訪問し、地域の子育て支援の情報提供などを実施
育児サークル交流会	育児サークル代表者を対象に、活動に役立つ親子遊びなどの紹介やサークル同士の情報交換を行い、ネットワークづくりとサークル運営の強化を図る
特別支援学校児童生徒地域交流事業	障がい児や特別支援教育に対する認識や理解を深め、地域社会における障がい児の受け入れ体制の整備を図るため、特別支援学校で学ぶ児童生徒と地域の小・中学校で学ぶ児童生徒やその保護者との交流活動を実施

ふくせき制度 (交流及び共同学習)	特別支援学校に在籍する児童生徒と居住する地域とのつながりを深めるため、居住する地域の小・中学校に副次的に籍を置き、交流を実施
子ども会育成連合会の支援	市及び区子ども会育成連合会の行う事業(体育、文化、交歓会)に対して助成を行い、子ども会活動の振興を図るとともに、地域における若年層指導者(ジュニアリーダーなど)の養成を図り、子ども会活動の充実を支援
子ども会などの活動支援(ジュニアリーダーの育成)	子どもの活動などを支援する中学・高校生のジュニアリーダーを育成するため、市子ども会育成連合会と共催で研修を実施
P T Aの活動支援	家庭と学校と地域を結ぶ存在として、P T Aの自主的な会員相互の学習や活動を支援するため、研修会や研究集会を開催
プレイワーカー育成事業	放課後等の遊び場づくり事業(通称:わいわい広場)及び子どもを対象とする遊びや活動の充実・発展に資する人材の養成を図るため、基本的な知識及び技術の研修を実施するとともに、わいわい広場に受講生を派遣するなどの支援を実施
子育てサポーター養成講座	地域での子育て支援に取り組み、子育て交流サロンを自主運営する「子育てサポーター」を養成・育成する講座を実施
子育て交流サロン・サークルリーダー養成講座	子育て交流サロン・サークルのリーダーの研修会や交流会を通して、地域ぐるみで子育てを支援する体制づくりを推進

2 子どもの健やかな成長を支える取組

地域において、子どもの豊かな心を育むための取組や、家庭の子育て力の向上に向けた取組を推進します。また、子どもが放課後などに安全に過ごせる場を提供することにより、子どもの健やかな成長を支えます。

(1) 豊かな心を育む取組の推進

- 公民館や地域の団体に道德教育の講師を派遣するとともに、保育所や幼稚園、認定こども園、地域型保育事業者、子どもプラザや子育て交流サロンなどにおいて、絵本の読み聞かせを行うことにより、子どもの豊かな心を育てます。
- 保育所などにおいて、小学校の道德教育の公開授業への参加などを行うとともに、小・中学校に、学校と地域をつなぐ「学校・地域コーディネーター」を配置するなど、地域や家庭と一体となって、子どもの道德性を育む取組の充実を図ります。

(2) 家庭の子育て力の向上

- 家庭は本来、家族のふれあいを通して、基本的な生活習慣や他人への思いやり、社会的なマナーなど、子どもの基礎的な資質や能力と、豊かな情操や健やかな体を育む重要な役割を持っています。地域のさまざまな人が家庭を見守り支えることで、家庭が本来の子育て力を発揮し、子どもが健やかに育まれるよう取り組みます。
- 公民館や市民センターなどで家庭教育についての学習機会を提供するほか、区役所(保健福祉センター)などにおいて、子どもや家庭に関する相談事業やしつけに関する教室を開催するなど、家庭の子育て力の向上に向けた取組を推進します。

(3) 放課後などの活動の場づくり

- 子どもたちが、放課後などに安全に過ごせるよう、小学校1年生から6年生まで全学年を対象に「留守家庭子ども会」を実施します。また、関係部署が連携しながら、配慮を要する子どもへの対応やスタッフの研修の強化など、事業の充実に努めます。

- 特別支援学校に通学する障がい児に放課後などの活動の場を提供する「特別支援学校放課後等支援事業」を全校で実施するほか、地域における障がい児の放課後などの活動の場づくりを進めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
道徳教育推進事業	道徳教育推進モデル校に、学校と地域をつなぐ役割を担う「学校・地域コーディネーター」を配置し、思いやりの心や、命を大切にすることを心を持った児童生徒の育成を図るため、家庭・地域が一体となった取組を推進
公民館こころ輝くまちふくおか推進事業	道徳教育推進モデル校の校区の公民館において、子どもの健全育成に関する事業、通学合宿、キャンプ、清掃活動、職場体験などを実施
地域や保育所などにおける道徳教育の推進	地域で子どもの健全育成や非行防止に取り組む団体に道徳教育の講師を派遣。保育所などでは、道徳教育推進モデル校で実施する事業への参加や、家庭・学校・地域と連携した道徳性の芽生えを培うための取組を推進
子育て教室	子どもへの関わり方で悩んでいる親を対象に、子どもの発達に応じた関わり方や遊び方を学べる教室を開催
家庭教育支援事業	子どもの基本的な生活習慣の定着や規範意識の醸成を図るため、PTAや幼稚園、保育所などと連携し、家庭教育の重要性について理解を深める講演会や学習会などの家庭教育支援事業を実施
公民館などにおける家庭教育の機会の提供	基本的な生活習慣や生活能力、自制心、豊かな情操、他人に対する思いやりなどを育むため、保護者を対象とした家庭教育学級や乳幼児の育児サークルなどと連携し、家庭における育児に関する学習や親子のふれあいなどの乳幼児ふれあい学級を実施
留守家庭子ども会	保護者や同居する親族などが、就労などの理由により、昼間家庭にいないことが常態で、小学校の授業終了後・学校休業日に家庭で適切な保護を受けられない児童を対象に、遊びと生活の場を提供し、「放課後児童支援員」などの活動支援のもと、児童の健全な育成を図る
特別支援学校放課後等支援事業	特別支援学校に通学する障がい児に放課後などの活動の場を提供するとともに、保護者の就労やレスパイトの時間を確保するため、市立特別支援学校の放課後などの支援事業を実施
発達障がい児放課後等支援事業	通常の学級及び特別支援学級に通学する発達障がい児に、放課後などの活動の場を提供するとともに、保護者の就労やレスパイトの時間の確保の支援を実施
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や長期休暇において、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後などの居場所づくりを推進

3 子どもの遊びや活動の場づくり

身近な地域において、乳幼児の親子や子どもたちが集い、それぞれの発達段階に応じて安全に安心して活動することができる場や機会を確保・提供します。また、子どもが利用する施設について、子どもの意見を積極的に取り入れながら、整備を進めます。

(1) 乳幼児親子の遊びや交流の場づくり

- 公民館や老人いこいの家など地域の施設を活用し、より身近な場所での遊びや交流、子育て支援活動の場の充実に努めます。

- 地域のボランティアの見守りの下、乳幼児の親子が気軽に訪れ自由に過ごせる「子育て交流サロン」の開設や運営を支援します。また、子育てサークルの結成や活動の支援を行います。
- 乳幼児の親子がいつでも利用できる常設の遊び場として、「子どもプラザ」を設置・運営します。

(2) 公民館や学校施設などを活用した遊びや活動の場づくり

- 公民館において、子どもの健全育成に関する事業を行い、生活体験・社会体験・自然体験など、さまざまな活動の機会を提供します。
- 地域のボランティアやNPOなどの参画を得て、留守家庭子ども会や関係部署などと効果的な連携や調整を図りながら、放課後に、小学校の校庭などを活用し、自由に安心して遊びや活動を行うことができる場や機会を提供する「放課後等の遊び場づくり事業」の拡充を図ります。
- 中央児童会館において、常設の「遊び・体験・交流の場」の提供や、クラブ活動・親子遊びなどの月例行事、季節ごとのイベントを実施するなど、子どもの視点での活動の場づくりを進めます。また、2016（平成 28）年度に開館予定の新たな施設においては、利用対象者を 18 歳にまで拡大し、「異年齢・異世代の交流の場」としての機能を拡充します。

(3) 外遊びの場づくり

- 安全に楽しく遊べる公園づくりや、市街地に残る貴重な樹林地の保全を進め、子どもが屋外で自然とふれあいながら安全に楽しく活動できる場の確保を図ります。
- 都市公園の整備や再整備にあたっては、見通しの確保などにより子どもが安心して遊べる空間づくりや、親も安心してそれを見守り快適に時間を過ごすことができる公園内の居場所の確保、子どもが多様な遊びができる場づくりを推進します。

(4) 子どもの視点での活動の場づくり

- 公園などの整備にあたっては、子どものワークショップを開催するなど、子どもの意見を取り入れ、子どもが楽しく遊べる場づくりに努めます。
- そのほか、子どもが利用するさまざまな施設について、子どもの視点から施設の運営のあり方を検討するなど、子どもの意見を十分に取り入れます。

【主な事業】

事業名	事業概要
地域子育て交流支援事業	地域全体で乳幼児の子育てを支援する体制づくりを行い、地域の見守りのもと、公民館などを活用して、乳幼児の親子が気軽に集える「子育て交流サロン」の開設や運営を支援
子どもプラザ事業	乳幼児親子がいつでも気軽に集まり利用できる遊び場を常設し、子育て活動を支援する拠点として「子どもプラザ」を設置し、地域で孤立しがちな乳幼児の親の子育ての不安の軽減を図り、子育てしやすい環境づくりを推進
公民館などで行う子ども向け事業	地域団体やボランティア、公民館サークルなどと連携し、体験活動などの地域ぐるみの活動を支援

放課後等の遊び場づくり事業	子どもの心身にわたる健全育成を図るため、児童にとって身近で使い慣れた小学校施設を活用し、放課後などに、自由に安心して、遊びや活動ができる場や機会づくりを推進
中央児童会館での遊び・体験・交流の場の提供	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにするため、常設の「遊び、体験、交流の場」を提供するとともに、クラブ活動や親子遊びなどの月例行事を行うほか、季節ごとのイベントを実施
安全で楽しい子どもの遊び場再生事業	公園内の遊具にひそむ、ハザード（頭の挟み込みや落下など）を改善し、安全に遊べる子どもの遊び場を再生
公園再整備事業	都市公園などの再整備において、見通しの確保などにより子どもが安心して遊べる空間づくりや親も安心してそれを見守り快適に時間を過ごすことができる公園内の居場所の確保、子どもが多様な遊びができる場づくりを推進
身近な公園整備事業	地域住民からより愛着を持って親しまれる公園を目指して、ワークショップなど住民参加型の手法を用いて身近な公園の整備を進めるとともに、多様な公園ニーズへの対応を促進

4 子ども・若者の自己形成支援

次代を担う子ども・若者が規範意識や社会性、道徳性を身に付け、豊かな人間性を育むことができるよう、発達段階に応じたさまざまな体験の機会を充実します。

(1) さまざまな体験機会の充実

①国際交流活動の推進

- ・「アジア太平洋子ども会議・イン福岡」の開催を支援するなど、子どもたちが、異文化とふれあい、豊かな国際感覚を醸成する機会の提供に取り組みます。
- ・地域に居住する外国人やその子どもたちとの交流を深め、地域の国際化を推進するとともに、さまざまな国際交流の機会の提供に努めます。

②文化芸術活動の推進

- ・子どもたちが、創造力や感性を高め、多様な価値観やコミュニケーション能力を身に付けることができるよう、学校や地域コミュニティとも連携しながら、子どもたちがさまざまな文化芸術に触れる機会や、音楽、ダンス、絵画・工作などを体験する機会を提供します。

③科学の体験学習の推進

- ・子どもの科学への関心や興味を高め、探究心や創意工夫の力を養うため、少年科学文化会館において、展示やクラブ・教室、イベントを行うなど、さまざまな科学体験の機会を提供します。
- ・また、同会館の老朽化が進んでいることから、子どもが興味に応じて自由に、自発的に学べる「(仮称)福岡市青少年科学館」として、その再整備を着実に進めます。
- ・再整備にあたっては、ワークショップを通じて子どもの意見を直接聞くなど、子どもの視点を生かした、子どものためのよりよい施設を目指すとともに、ユニバーサルデザインの理念を踏まえ、すべての利用者にやさしい施設づくりを進めます。また、子どもが主体的に関わる仕組みを整えます。

- ・新しい科学館においては、学校や地域へのアウトリーチ活動をさらに推進します。同時に、ボランティアの養成や、大学、企業、NPOなどとのネットワーク形成を行い、多様な主体の参画の下で、より魅力的な事業を展開するとともに、地域での活動につなげるなど、地域における子どものための“科学コミュニケーション活動”を推進します。

④自然体験活動の推進

- ・背振少年自然の家や海の中道青少年海の家において、自然の豊かさや大切さを学び、子どもたちの豊かな心と健康な体を育てるため、小・中学校の自然教室の受け入れを行うとともに、子どもが家庭や学校では得ることができない体験ができる場として、豊かな立地環境を生かしたプログラムを提供し、家族や地域の青少年団体などの自然体験活動の機会を充実します。

⑤スポーツ活動の推進

- ・スポーツ活動を通じて、子ども・若者の心と体の健康づくりを促進します。
- ・スポーツを行うきっかけをつくり、気軽に継続してスポーツを行う習慣を身に付けるよう、体育館やプール、公民館などにおいて、各種のスポーツ教室を実施するなど、スポーツ・レクリエーション活動の促進に努めます。

⑥読書活動の推進

- ・子どもの自主的な読書活動を推進するため、家庭、地域、図書館、学校が連携し、読書活動への理解と関心を高める取組を進めます。

⑦多様な体験活動の推進

- ・動物とのふれあいや水道施設の見学、環境問題に関する体験学習など、身近な事柄を通じて社会の仕組みを学ぶ機会を提供するなど、多様な体験活動を推進します。

【主な事業】

事業名	事業概要
アジア太平洋子ども会議・イン福岡	アジア太平洋約40の国・地域から来福した子どもたちと、交流キャンプやホームステイなどで交流する招聘事業や、アジア太平洋の国・地域に福岡の子どもたちを派遣し、ホームステイを中心に交流する派遣事業を支援
子ども文化芸術魅力発見事業	学校や地域で文化芸術を鑑賞・体験できる機会を創出し、文化芸術の魅力を伝えることを目的に、「演劇」「ダンス」「古典芸能」などのワークショップを、主に小学生～10代の子どもを対象に実施
こどもアートアドベンチャー	子どもたちと芸術のよりよい出会いの場を提供することを目的とし、特に学校団体と連携し、対話型ギャラリートークやアートゲームなどを用い、子どもたちが能動的に鑑賞活動ができるようサポート
博物館親と子のワークショップ	小学生を対象に、親子で博物館資料に親しみ、歴史やくらしのさまざまな事象について体験的に学ぶワークショップ。展示を見学するだけでなく、実際に製作して、より具体的・感覚的にモノの原理やくらしの中で果たしてきた役割、歴史の理解を図る
こども博物館	小学生とその保護者を対象に、講話、展示室見学、体験学習などを通して、郷土の歴史と文化に対する理解を促進

少年科学文化会館の各種事業、(仮称) 青少年科学館	子どもの科学への興味・関心を高め、探究心や創意工夫する力を養うため、展示や演示、体験学習などの教育普及事業を実施 (仮称) 青少年科学館においては、学校や地域へのアウトリーチ活動をさらに積極的に展開するとともに、ボランティアの養成や大学、企業などとのネットワーク構築を地域の活動につなげるなど、地域におけるコミュニケーション活動を推進
(仮称) 青少年科学館整備	子どもの健やかな育ちや学びを促すことを基本に、科学の原理や最新の科学技術に親しみ、楽しく学べる参加体験型の科学館として整備
背振少年自然の家 海の中道青少年海の家	野外活動を通じて自然の豊かさや大切さを学び、子どもたちの豊かな心と健康な体を育むため、小・中学校自然教室などの受け入れや、子どもまたは家族を対象とした主催事業を実施
海っ子山っ子スクール	海や山に囲まれ、自然に恵まれた環境の中で、地域との交流を大切にし、自然を生かした教育活動を行っている小規模の小・中学校に通学することにより、豊かな人間性を育み、自然を愛する心を培うことを目的に実施
アビスパ少年少女サッカー教室	幼児や小・中学生を対象に、高い指導力を有するプロの指導陣の高度な指導を身近に受けられる環境を提供するため、アビスパ福岡からコーチを派遣し、巡回型サッカー教室を開催
親子サッカー教室 (「アビスパと親子deスポーツ～サッカーボールで遊ぼう」)	小学生を対象に、親子一緒に外で体を動かすことの楽しさを教えるため、アビスパ福岡から選手・コーチを派遣し、各区でサッカー体験イベントを開催
アビスパ福岡心の教育プロジェクト事業	アビスパ福岡のコーチまたは選手を小学校に派遣し、人格形成において重要な時期である小学校高学年児童に対して、夢に向かって目的と手段をあわせて考えることの大切さや、フェアプレー精神などの理解を促すことにより、健全育成を推進
子ども読書活動の推進	子どもと本をつなぐ環境づくりを推進するため、ポスターやホームページなどでの「子どもと本の日」の啓発や、子ども読書フォーラムなどのイベントを通して、子どもの読書活動に関する理解と関心を高める活動を実施
こども図書館	子どもたちが自ら読書のすばらしさに出会えるような幅広く多様な図書を収集・提供するとともに、子どもたちが読書に親しむためのきっかけづくりや読書を推進することに役立つさまざまな情報を提供
動物とのふれあい事業	動物愛護管理センターに引き取られ、モデル犬として飼育した犬と幼稚園や小学校に出向いて行うふれあい事業を通して、生き物への優しい心や責任及び命を大切に思う心を育成
こども水たんけん隊	水源地域・流域を訪ね、自然の中での体験を通して水源かん養林の働きや水の大切さを学ぶとともに、森林を守っている地元の人たちとふれあう交流事業を実施
親子水道施設見学会	浄水場の取組(水の安全管理や環境への配慮策など)やダムの役割をPRし、子どもにも「水の大切さ」を感じてもらい、保護者には市の水事情や水道事業への理解促進を図る
水道ボーイフクちゃんのこども水道教室	水の大切さ、水道水の安全性やおいしさを知り、水道に対する理解を深めるため、小学校に出向いて水道に関する説明を行う出前講座を実施
わくわくエコ教室	身近な自然や日常生活を通じて、子どもたちに環境を大切にする心を持ってもらうことを目的に、保育所・幼稚園の園児・小学校低学年の児童を対象とした環境プログラムを実施

5 子ども・若者の社会的自立に向けた取組

子ども・若者が、社会との関わりを学び、それぞれの個性を最大限に発揮しながら、自立した大人へと成長できるよう、主体性や職業観を養い、自覚を促すとともに、若者の就労を支援する取組を推進します。

(1) 主体性の醸成と職業観の育成

- 小学校や中学校の段階から、職場見学、職場体験を行うなど、勤労観や職業観を育てる教育を推進します。
- 中学生を対象に、出前型のキャリアデザインセミナーを実施し、男女共同参画の視点から、性別にとらわれないキャリア形成について考える機会を提供し、福岡市の将来を担う多様な人材を育成します。
- 小・中学生を対象に、子どもの主体性を育みながら、まちづくりに参画する意識を醸成する事業を実施します。また、公民館や商店街など身近な地域において、子どもの主体性を育む機会を提供する取組を促進します。
- 中学・高校生を対象に、自分の強みや個性を生かした職業や将来を考える機会を提供するとともに、若者ネットワークの構築を図ります。
- 企業、大学、NPOなどと連携し、子ども・若者の社会的・職業的自立に向けたさまざまな取組を、社会全体で推進します。

(2) 大人としての自覚の醸成

- 「成人の日」は、大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い励ます記念すべき日です。新成人の参画のもと、記念行事を企画・実施し、新しく成人となった若者を祝福するとともに、大人としての自覚を促します。

(3) 就労支援

- 各区に設置している就労相談窓口で、キャリアコンサルタントなどによる個別相談を実施するとともに、企業とのマッチングを行うなど、若者の就労支援の取組を推進します。また、フリーターなどを対象に、正社員就職を目的とした講座を実施します。

【主な事業】

事業名	事業概要
アントレプレナーシップ教育～ふくおか立志応援プロジェクト～	全小・中学校に「立志」「チャレンジマインド」に係る書籍を整備するとともに、起業家を中心とした地域人材の活用により、子どもたちが将来に目標や夢を持てるよう、チャレンジマインドを育成
職場体験学習事業	生徒が「生きる力」を身につけ、さまざまな問題に柔軟かつたくましく対応し、社会人・職業人として自立していくことができるよう、職場体験やさまざまな世代との交流を通じて、子どもの勤労観・職業観を育成
小学生からのキャリア教育事業	小学5・6年生を対象に、技能職者によるものづくり体験講座を実施
中学生のためのキャリアデザイン啓発事業	中学生を対象に、性別にとらわれないキャリア形成への意識を高めるセミナーを実施
ミニふくおか	子どもが、仮想のまち「ミニふくおか」をつくり、仕事や遊びを通してまちの仕組みを体験することにより、子どもの主体性を育むとともに、福岡市のまちづくりへの参画意識を醸成する契機とする

中高生夢チャレンジ大学	中学・高校生を対象とする学びの場「中高生夢チャレンジ大学」を開催し、自分の強みや個性を生かした職業や将来を考える契機とするとともに、福岡を支え、リードする人材を育成
就労相談窓口事業	各区に設置している15歳以上の求職者を対象とする「就労相談窓口」において、個別相談や求人企業の紹介、セミナーなどを行い就職を支援。また、40歳未満の若者を対象とした専門相談窓口を設置し、就労への一歩を踏み出せない若者の就職による経済的自立を支援
デジタルコンテンツクリエイター育成事業	フリーターなどを対象に、WEBデザイン、CGデザインの技術を身に付けるための講座を実施し、インターンシップなどにより正社員就職を支援（福岡県との共同事業）

6 子ども・若者の安全を守る取組と非行防止

子ども・若者の安全を守る取組や非行防止活動、有害環境への対応などに社会全体で取り組み、子ども・若者が安全に健やかに成長できる環境づくりを進めます。

(1) 交通安全対策の推進と災害などへの対応

- 子どもの交通事故を防止するため各年齢層に対する交通安全教育を行うとともに、チャイルドシート着用の周知徹底に努めます。また、通学路について、地域や警察などと連携しながら、歩車分離を進めるとともに交通安全施設の整備などを行い、安全確保に取り組みます。
- 地震や台風、水害、火災などの災害に直面した時に、子どもが自分の身を自分で守れるよう、福岡市民防災センターでの体験学習などを実施します。

(2) 子どもの安全を守る取組の充実

- 学校や保護者、地域コミュニティなどが連携し、地域において、子どもの見守りやパトロールを行います。また、地域の一員である企業や商業施設などの協力を得、文房具店や書店、飲食店、コンビニエンスストアなどを「青少年を見守る店」に指定する制度などを実施し、地域全体で子どもの安全を守る取組を推進します。
- 学校、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業者においては、「危機管理マニュアル」などに基づき、不審者侵入対策を含む防犯体制を明確にするるとともに、日常的な安全管理に努めます。

(3) 非行防止

- 子ども・若者の非行防止においては、未然防止と早期発見、そして適切な指導が重要です。家庭や学校、地域コミュニティなどの機関・団体が相互に連携しながら、非行防止活動を行うとともに、子どもや若者が健やかに成長できる環境づくりに努めます。

(4) 有害環境などへの対応

- 有害図書類や有害玩具類の取扱店、ゲームセンター・カラオケボックス・インターネットカフェなどの興行場、携帯電話販売代理店などへの立ち入り調査や、各校区での少年愛護パトロールを実施するほか、ピンクちらしなどの違反広告物の除去活動を行うなど、環境整備を推進します。
- フィルタリングソフトの導入など、インターネットや携帯電話・スマートフォンの適切な利用を進めるための啓発を行います。また、これらのメディアへの過度の接

触による発達への影響やネット依存の問題などに関する意識啓発に取り組みます。

【主な事業】

事業名	事業概要
各種交通安全教育	子どもの交通安全教育の徹底、交通安全の確保
通学路の歩車分離	安全な歩行空間確保に向け、歩道整備や路側帯のカラー化などを推進。特に小学校から半径 250 メートル以内の通学路について重点的に実施
子どもの安全対策(通学路の安全確保)	登下校時の安全確保を図るため、小学校1年生へ防犯ブザーを配付。また、スクールガード(学校安全ボランティア)や、地域の団体などとの連携による通学路のパトロール強化、危険箇所の点検など、地域ぐるみで学校の安全を守る取組を促進
防災体験や新米パパママ応急手当講習会	福岡市民防災センターにおいて、強風、地震、火災などの体験ができる機会を提供するとともに、出産予定者や1歳未満の子どもの保護者を対象とした応急手当講習会(新米パパママ応急手当講習会)を実施
保育所・幼稚園での防災教室、小・中学校での救命講習	保育所・幼稚園の園児の防災教室や、小・中学生に対する救命講習、小・中学校の教職員に対する応急手当普及員講習を実施
犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進事業	子どもをはじめとする市民にとって、犯罪のない安全で住みよいまちづくりを実現するため、「福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進条例」に基づき、地域団体、事業者、関係機関などで構成する「福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進本部」を設置し、社会全体で犯罪が発生しにくい環境づくりを推進
防犯出前講座	PTAなどの地域委員、留守家庭子ども会などに対し防犯出前講座を開催
区青少年育成推進事業	区において、地域・学校・関係機関と連携しながら、健全育成・非行防止・啓発活動など、地域に根ざした各種青少年育成事業を推進
インターネット・携帯電話を介した児童生徒の被害防止取組み推進事業	携帯電話などを介した児童生徒の被害を未然に防止するため、情報や機器の正しい利用や危険性の指導・啓発を実施
メディアリテラシーの育成	学校において、幼少期からの過度なメディア接触や、インターネットに関連した子どもたちの事件・事故などへ対応するため、通信会社や関係機関と連携し、発達段階に応じて様々な情報への関わり方の指導を行うことで、各種メディアに対する正しい向き合い方や活用能力の向上を図る
子どもとメディアのよい関係づくり事業	幼少期からの過度なメディア接触は子どもの発達に悪影響を与えることから、保護者・市民などを対象に、子どもの基本的生活習慣の確立やメディアの正しい使い方などの学習会の開催、メディアに関する学習会への講師派遣などをNPOと連携して実施

【別表】教育・保育の量の見込み及び確保方策の提供区域別一覧

■「学校教育のみ」に係る提供区域別一覧(提供区域は行政区)

区域	区分	H26年度 (実績) (A)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度 (目標) (B)	5年間の 整備数 (B) - (A)	
東区	量の見込み	4,653	4,634	4,602	4,487	4,412	4,356	▲ 297	
	確保 方策	教育・保育施設(確認を受 けない幼稚園を含む)	4,653	4,634	4,602	4,487	4,412	4,356	▲ 297
		地域型保育事業	-	-	-	-	-	-	-
博多区	量の見込み	2,363	2,354	2,337	2,279	2,240	2,212	▲ 151	
	確保 方策	教育・保育施設(確認を受 けない幼稚園を含む)	2,363	2,354	2,337	2,279	2,240	2,212	▲ 151
		地域型保育事業	-	-	-	-	-	-	-
中央区	量の見込み	2,620	2,610	2,591	2,527	2,484	2,453	▲ 167	
	確保 方策	教育・保育施設(確認を受 けない幼稚園を含む)	2,620	2,610	2,591	2,527	2,484	2,453	▲ 167
		地域型保育事業	-	-	-	-	-	-	-
南区	量の見込み	4,496	4,478	4,447	4,336	4,263	4,209	▲ 287	
	確保 方策	教育・保育施設(確認を受 けない幼稚園を含む)	4,496	4,478	4,447	4,336	4,263	4,209	▲ 287
		地域型保育事業	-	-	-	-	-	-	-
城南区	量の見込み	1,910	1,902	1,889	1,842	1,811	1,788	▲ 122	
	確保 方策	教育・保育施設(確認を受 けない幼稚園を含む)	1,910	1,902	1,889	1,842	1,811	1,788	▲ 122
		地域型保育事業	-	-	-	-	-	-	-
早良区	量の見込み	3,747	3,732	3,706	3,614	3,553	3,508	▲ 239	
	確保 方策	教育・保育施設(確認を受 けない幼稚園を含む)	3,747	3,732	3,706	3,614	3,553	3,508	▲ 239
		地域型保育事業	-	-	-	-	-	-	-
西区	量の見込み	3,680	3,665	3,640	3,549	3,489	3,445	▲ 235	
	確保 方策	教育・保育施設(確認を受 けない幼稚園を含む)	3,680	3,665	3,640	3,549	3,489	3,445	▲ 235
		地域型保育事業	-	-	-	-	-	-	-
全市計	量の見込み	23,469	23,375	23,212	22,633	22,251	21,973		
	(他市町村の子ども)	353	353	353	353	353	353		
	確保 方策	教育・保育施設(確認を受 けない幼稚園を含む)	23,469	23,375	23,212	22,633	22,251	21,973	▲ 1,496
		(他市町村の子ども)	353	353	353	353	353	353	
		地域型保育事業	-	-	-	-	-	-	-

■「保育の必要性あり」に係る提供区域別一覧(提供区域は31区域)

区域	区分	H26年度(実績) (A)			H27年度			H28年度			H29年度			H30年度			H31年度(目標) (B)			5年間の整備数 (B)-(A)			
		2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	
		3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	
1	志賀・西戸崎	量の見込み	105	46	14	153	73	18	153	73	18	153	73	18	153	73	18	153	73	18			
		確保 方針	153	73	18	153	73	18	153	73	18	153	73	18	153	73	18	153	73	18	-	-	-
2	和白・美和台	量の見込み	720	461	87	727	464	95	743	471	97	741	476	97	748	481	97	759	484	97			
		確保 方針	709	421	97	729	431	97	743	435	97	743	438	97	748	442	97	759	445	97	50	24	-
3	香椎・香住ヶ丘	量の見込み	476	265	63	481	264	77	492	271	80	491	276	82	495	281	84	502	285	85			
		確保 方針	470	252	77	483	263	78	492	267	79	492	270	81	495	274	82	502	277	83	32	25	6
4	名島・千早・IC	量の見込み	1,373	884	155	1,378	900	175	1,399	915	183	1,397	925	190	1,405	935	195	1,419	942	200			
		確保 方針	1,358	846	175	1,382	868	177	1,399	875	181	1,399	881	187	1,405	889	190	1,419	895	192	61	49	17
5	多々良	量の見込み	624	357	71	633	354	84	652	363	86	651	370	86	659	376	86	673	381	86			
		確保 方針	609	339	86	634	353	86	652	358	86	652	362	86	659	368	86	673	372	86	64	33	-
6	箱崎・馬出	量の見込み	945	660	164	961	656	172	983	682	180	981	704	187	990	724	192	1,005	739	197			
		確保 方針	937	569	160	964	615	162	983	629	166	983	643	172	990	659	175	1,005	673	177	68	104	17
7	博多部	量の見込み	182	118	26	183	117	29	183	122	36	183	127	45	183	131	52	183	134	59			
		確保 方針	183	106	25	183	116	28	183	119	33	183	122	41	183	125	45	183	128	47	-	-	22
8	千代・吉塚	量の見込み	362	245	38	376	245	55	381	253	58	380	260	60	382	266	62	385	271	63			
		確保 方針	371	229	55	377	243	56	381	248	57	381	252	59	382	258	60	385	262	61	14	33	6
9	博多駅	量の見込み	702	495	143	718	489	148	739	516	171	737	540	198	746	563	219	761	579	239			
		確保 方針	693	421	132	720	472	140	739	488	156	739	503	179	746	521	191	761	536	199	68	115	67
10	竹下	量の見込み	526	330	79	531	338	82	545	353	92	544	364	103	550	375	112	561	384	120			
		確保 方針	514	288	71	532	313	74	545	321	81	545	328	90	550	337	96	561	344	99	47	56	28
11	雑餉隈	量の見込み	611	358	71	613	357	73	620	360	81	620	362	90	623	363	97	627	364	104			
		確保 方針	606	355	70	614	358	73	620	359	78	620	360	86	623	361	90	627	362	92	21	7	22
						1	1	1	1	3	2	4	2	4	2	7	2	2	11				

■「保育の必要性あり」に係る提供区域別一覧(提供区域は31区域)

区域	区分	H26年度(実績)(A)			H27年度			H28年度			H29年度			H30年度			H31年度(目標)(B)			5年間の整備数(B)-(A)			
		2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	
		3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	
12	空港	量の見込み	413	254	56	436	263	71	447	273	76	446	282	80	450	290	84	457	295	87			
		確保 方策	425	244	61	438	262	62	447	267	65	447	272	69	450	279	71	457	284	72	32	40	11
		地域型保育事業		-	9		3	10	6	10	9	11	13										
13	天神・舞鶴	量の見込み	369	276	73	407	281	76	410	301	89	410	319	105	411	336	117	412	348	129			
		確保 方策	405	238	70	408	276	75	410	288	84	410	299	97	411	312	104	412	323	109	7	85	39
		地域型保育事業		-	-		7	3	13	5	20	8	23	13									
14	大濠・唐人町	量の見込み	433	259	69	459	282	68	470	292	85	469	301	105	474	309	121	482	314	135			
		確保 方策	446	263	60	460	281	66	470	286	78	470	291	95	474	298	104	482	303	110	36	40	50
		地域型保育事業		-	-		3	3	6	7	9	10	11	17									
15	六本松・平尾	量の見込み	688	488	128	701	490	129	721	526	179	720	558	242	728	589	291	742	611	337			
		確保 方策	678	392	102	703	460	121	721	482	158	721	502	211	728	527	240	742	547	258	64	155	156
		地域型保育事業		20	-		32	10	44	21	56	31	62	51									
16	野間・高宮	量の見込み	488	355	75	494	363	79	510	384	96	508	402	116	515	420	132	526	432	146			
		確保 方策	476	320	71	496	359	77	510	371	89	510	382	106	515	396	115	526	407	121	50	87	50
		地域型保育事業		-	-		7	3	14	7	20	10	24	17									
17	大橋	量の見込み	686	494	111	713	492	117	724	507	138	723	518	163	727	529	182	734	538	200			
		確保 方策	702	426	95	715	451	102	724	459	117	724	466	138	727	475	149	734	482	156	32	56	61
		地域型保育事業		39	13		43	17	48	21	52	25	54	33									
18	長住	量の見込み	350	202	29	351	214	29	357	218	31	357	220	33	359	222	35	363	224	36			
		確保 方策	345	210	28	352	215	29	357	216	30	357	218	32	359	220	33	363	221	34	18	11	6
		地域型保育事業		-	-		1	-	2	1	3	1	3	2									
19	野多目・花畑	量の見込み	635	379	62	695	387	84	702	395	89	702	400	93	704	405	97	708	409	100			
		確保 方策	690	376	83	697	387	84	702	391	87	702	394	91	704	398	93	708	401	94	18	25	11
		地域型保育事業		-	-		2	1	4	1	6	2	7	4									
20	井尻・日佐	量の見込み	644	355	65	650	368	80	656	375	88	655	380	97	657	385	104	660	388	111			
		確保 方策	646	358	77	652	368	80	656	372	85	656	375	93	657	379	97	660	382	99	14	24	22
		地域型保育事業		-	-		2	1	4	3	6	4	6	7									
21	別府	量の見込み	659	410	86	660	423	88	667	430	92	667	435	94	669	440	96	673	443	97			
		確保 方策	655	399	83	662	409	84	667	413	85	667	416	87	669	420	88	673	423	89	18	24	6
		地域型保育事業		14	6		16	6	18	7	20	7	20	8									
22	七隈	量の見込み	386	275	62	396	285	62	399	289	65	399	292	67	400	295	69	401	296	70			
		確保 方策	394	274	62	397	280	63	399	281	64	399	283	66	400	285	67	401	287	68	7	13	6
		地域型保育事業		6	-		7	0	8	1	9	1	9	2									

■「保育の必要性あり」に係る提供区域別一覧(提供区域は31区域)

区域	区分	H26年度(実績) (A)			H27年度			H28年度			H29年度			H30年度			H31年度(目標) (B)			5年間の整備数 (B)-(A)						
		2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号				
		3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳				
23	堤	量の見込み			447	254	64	446	265	63	448	269	68	448	269	68	448	269	68	448	269	68	448	269	68	
		確保	446	234	62	447	236	63	448	237	64	448	238	66	448	239	67	448	239	67	448	239	68	448	239	68
		方策		30	1	30	1	31	2	31	2	31	2	31	2	31	2	31	2	31	2	31	2	31	2	31
24	百道・西新	量の見込み			571	368	78	591	376	81	602	384	87	601	389	94	605	394	99	612	398	104	612	398	104	
		確保	580	334	75	593	345	77	602	349	81	602	352	87	605	356	90	612	359	92	612	359	92	612	359	92
		方策		31	4	33	5	35	6	35	6	37	7	37	7	38	10	38	10	38	10	38	10	38	10	38
25	原・飯倉	量の見込み			1,103	733	144	1,174	793	156	1,186	808	166	1,185	818	175	1,189	828	182	1,196	835	189	1,196	835	189	
		確保	1,164	725	154	1,177	747	157	1,186	754	162	1,186	760	170	1,189	768	174	1,196	774	176	1,196	774	176	1,196	774	176
		方策		47	1	51	2	55	4	55	4	58	5	58	5	60	8	60	8	61	12	61	12	61	12	
26	野芥・田隈	量の見込み			718	426	86	758	448	91	771	457	98	770	464	105	776	470	110	784	475	115	784	475	115	
		確保	745	433	90	760	447	92	771	452	96	771	456	102	776	462	105	784	466	107	784	466	107	784	466	107
		方策		-	-	3	1	5	2	5	2	8	3	8	3	9	6	9	6	9	6	9	6	9	6	
27	入部・内野	量の見込み			309	165	26	339	168	44	340	169	45	340	170	45	341	170	45	342	170	45	342	170	45	
		確保	338	168	45	339	169	45	340	169	45	340	169	45	340	169	45	341	170	45	342	170	45	342	170	45
		方策		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28	愛宕・姪浜	量の見込み			1,206	771	170	1,299	780	183	1,322	794	200	1,320	803	218	1,329	811	232	1,344	817	245	1,344	817	245	
		確保	1,276	750	176	1,303	768	181	1,322	774	192	1,322	780	207	1,329	786	215	1,344	792	221	1,344	792	221	1,344	792	221
		方策		13	2	16	5	19	8	19	8	23	11	23	11	24	17	24	17	25	24	25	24	25	24	
29	香岐・金武	量の見込み			562	344	69	606	353	93	608	357	95	608	359	95	609	360	95	610	362	95	610	362	95	
		確保	606	335	92	607	339	92	608	340	92	608	341	92	609	343	92	610	344	92	610	344	92	610	344	92
		方策		15	3	16	3	16	3	17	3	17	3	17	3	17	3	18	3	18	3	18	3	18	3	
30	今宿・元岡	量の見込み			799	507	102	817	505	100	841	529	118	839	548	138	849	567	154	867	581	168	867	581	168	
		確保	788	459	93	819	501	99	841	514	111	841	526	128	849	541	137	867	554	143	867	554	143	867	554	143
		方策		-	-	7	3	15	7	15	7	22	10	22	10	26	17	26	17	27	25	27	25	27	25	
31	今津・北崎・島	量の見込み			212	94	15	215	98	17	218	99	17	218	100	17	219	100	17	220	100	17	220	100	17	
		確保	213	98	17	216	99	17	218	99	17	218	99	17	219	100	17	220	100	17	220	100	17	220	100	17
		方策		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
全市計	量の見込み			18,304	11,628	2,481	18,960	11,892	2,717	19,285	12,237	3,000	19,260	12,505	3,305	19,393	12,760	3,546	19,612	12,946	3,765	19,612	12,946	3,765		
	確保	18,621	10,935	2,562	19,010	11,505	2,653	19,285	11,685	2,836	19,285	11,853	3,091	19,393	12,058	3,232	19,612	12,224	3,321	19,612	12,224	3,321	19,612	12,224	3,321	
	方策		352	64	452	114	552	164	552	164	652	214	652	214	702	314	702	314	722	444	722	444	722	444		